

# 自然再生の推進に関する政策評価

## 説 明 資 料

## 自然再生推進政策の体系

評価の対象とする政策	自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生の推進のための政策
対象とする政策の目的	①生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて、②地球環境の保全に寄与すること

## 自然再生推進法（平成15年1月施行）

## 【基本理念】

- ①上記の目的を旨として適切に実施
- ②地域の多様な主体が連携し、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組み実施
- ③地域の自然環境の特性等を踏まえ、科学的知見に基づいて実施
- ④自然再生事業は、事業の着手後においても状況を監視し、科学的な評価を加え、事業に反映させる方法（順応的な方法）により実施
- ⑤自然再生事業が自然環境学習の場として活用されるよう配慮

## 【実施者等の責務等】

- 国・地方公共団体は、自然再生事業に必要な協力
- 自然再生事業の実施者は、主体的に取組み
- 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施

## 自然再生基本方針（平成15年4月閣議決定）

## 【3つの視点】

- ① 地域に固有の生物多様性の確保を通じた自然との共生
- ② 地域の多様な主体の参加・連携
- ③ 科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取組

## 国・地方公共団体の支援・取組

- ① 相談体制の整備
- ② 許認可等の配慮
- ③ 自然再生事業の進捗状況の公表
- ④ 財政上の措置等
- ⑤ 自然環境学習の振興
- ⑥ 広報活動の充実
- ⑦ 情報提供
- ⑧ 科学技術の振興
- ⑨ 地域環境と調和のとれた農林水産業の推進

## 〔自然再生事業の実施スキーム〕

各地域（河川、湿原、干潟、里山、森林等）

## 自然再生協議会の設立

メンバー：地域住民、NPO、関係行政機関等

## 全体構想（自然再生協議会が作成）

整合

実施計画  
(行政機関)実施計画  
(地方公共団体)実施計画  
(NPO)

実施計画（協議会の協議結果に基づき、実施者が作成）

## 自然再生事業の実施

## 政策効果の発現

- ① 生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現
- ② 地球環境の保全に寄与

## 自然再生推進会議

（環境省、農林水産省、国土交通省等）

自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整

意見

意見

自然再生専門家会議

助言

全体構想・実施  
計画の送付

主務大臣及び都道府県知事

## 〔自然再生事業の実施状況〕(平成19年4月現在)

協議会の設置  
(18)全体構想の作成  
(15)実施計画の作成  
(8)自然再生事業の実施  
(6)

## 「自然再生の推進に関する政策評価（総合性確保評価）」の方向性（骨子イメージ）（案）

評価の対象とする政策	自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）に基づく自然再生の推進のための政策
対象とする政策の目的	①生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて ②地球環境の保全に寄与すること

【評価項目】	【設問】	【政策効果の把握結果】
<p><b>【有効性】</b></p> <p>○「自然と共生する社会の実現」という目的に照らして、どのような効果が発現しているか</p>	<p>○ 法の制定を契機として、住民、NPO 法人、行政など多様な主体の自然再生に関する意識・行動が、どのように影響を受け、自然再生の取組が社会にどの程度浸透してきたか</p>	<p><b>1 自然再生推進法の制定による効果の発現状況</b></p> <p>(1) <u>自然再生推進法の制定（平成 15 年 1 月施行）により、自然再生事業の増加、環境保全活動を進める NPO 法人の増加、地域における自然環境学習への取組の増加など、多様な主体による自然再生への取組がみられ、法の制定による効果が発現しつつある。</u></p> <p>また、<u>地域においては、自然環境の保全に資する様々な施策との連携により、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進、観光資源としての活用などにより、地域活性化につながる効果が発現している状況がみられる。</u></p> <p>① 自然再生協議会（以下「協議会」という。）は、<u>87 協議会設置され、協議会参加者は 1,679 人。法施行前の平成 13 年度の協議会数は、11 協議会であったが、法施行後 5 年間に 76 協議会が設置され、平成 18 年度は 87 協議会と法施行前の約 8 倍となっている。</u></p> <p>国は、自然再生に関連した事業を実施しており、平成 15 年度から平成 17 年度に全国で実施した自然再生事業は 255 箇所以上。<u>その実施箇所・面積等は毎年増加している。（資料p1～4）</u></p> <p>② 意識等調査結果をみると、域内に組織された協議会に 22 都道府県、47 市町村、25 NPO 法人が参加しており、これらの主体の協議会への参加の契機のうち<u>法の制定に関連するものが 44.4%となっている。（資料p4～5）</u></p> <p>③ 環境保全活動を目的として設置された NPO 法人のうち、自然再生活動を目的としている NPO 法人は、法施行以前の平成 13 年度は 192 法人であったが、法施行後 5 年間に 555 法人が新たに設置され平成 18 年度は 747 法人と法施行前の約 4 倍となっている。（資料p6～7）</p> <p>④ 自然再生対象区域において実施された自然環境学習は、法施行前の平成 13 年度は実施回数 58 回、参加人数 3,276 人となっているが、<u>法施行後の平成 17 年度には 143 回、4,759 人と回数は 2.5 倍、参加人数は約 1.5 倍になっている。（資料p8）</u></p> <p>⑤ 自然再生を実施している地域においては、自然再生の取組に併せて、i) 環境創造型農業など地域の環境と調和の取れた農林水産業の推進による農産物のブランド化、ii) 里山の整備等による観光客等の増加など<u>観光資源としての活用など地域活性化への効果もみられる。（資料p9～12）</u></p> <p>(2) <u>しかしながら、法定協議会は、その設置・運営、事業の実施、国及び地方公共団体からの各種支援などの状況をみると、法定としたことによる効果はほとんどみられず、法の仕組みは効果的なものとなっていない。</u></p> <p>① 平成 15 年度から平成 19 年度までに設置された協議会は 68 協議会、このうち<u>法定協議会は、18 協議会（26.5%）のみ（資料p3）</u></p> <p>② 法定協議会における自然再生事業は、地域の多様な主体が連携し、科学的知見に基づき実施されているが、協議会の運営・事業の進捗状況及び国、地方公共団体からの各種支援措置状況をみると、<u>①多様な主体が多数参加し協議会における合意形成が困難となっているなどあい路がみられ事業が進捗していない、②国、地方公共団体からの各種支援措置は、法定協議会と法定外協議会において、その差がみられないなど、法のスキームに基づく協議会の設置・運営、事業の実施による効果はほとんどみられない。</u></p> <p>③ 国は、実施者からの相談に応じる相談窓口ネットワークを設置（73 箇所）しているが、i) <u>自然環境保全活動を目的として設置された NPO 法人のうち相談窓口の設置を知っているもの 29.2%、ii) 自然再生協議会に参加している地域住民等のうち相談窓口を知っているものは 51.2%となっており、法の周知が不十分となっている。（資料p12～13）</u></p> <p><b>2 自然再生協議会の運営状況</b></p> <p>自然再生事業を実施しようとする者は、<u>①自然再生全体構想を作成すること、②自然再生事業実施計画の案について協議すること、③自然再生事業の実施に係る連絡調整に関する事務を行うため、多様な主体が参加する自然再生協議会を組織するものとされている（法 8 条）。</u></p> <p>(1) <b>多様な主体の参加の確保</b></p> <p>自然再生は、地域の多様な主体が連携し実施されるものであり、協議会にはできるだけ、地域の多様な主体が参加するよう努めることとされている（基本方針）。</p> <p>法定協議会には、国、地方公共団体、NPO 法人、地域住民、自然環境専門家など多様な主体が参加。法定協議会には、全て、関係行政機関及び関係地方公共団体が参加しており、事業の実施に当たっての情報提供、指導等が受けやすい体制となっている。</p> <p><u>しかしながら、協議会設置時に参加していた地権者が脱退したことにより協議会が頓挫した例あり。（資料p14～15）</u></p> <p>(2) <b>有効な参加者の選定方法</b></p> <p>協議会の組織化に当たっては、自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広く公平な参加の機会を確保することとされている（基本方針）。</p> <p><u>参加者の公募（一部選考を含む。）を行っている法定協議会は 18 協議会（94.7%）と大部分。参加者の選定方法と法定協議会設置から全体構想作成までに要した期間をみると、公募を行っている協議会は 406 日、選考を行っている協議会は 149 日。法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間をみると、公募を行っている協議会は 589 日、選考を行っている協議会は 372 日。協議会設置から事業実施に至っている協議会における協議会設置から事業実施までに要した期間をみると、公募を行っている協議会は 803 日、選考を行っている協議会は 645 日。</u></p>
<p>○ 法の仕組みは、効果発現の手段として有効に機能しているか</p>	<p>○ 自然再生事業は、その担い手により効果的に推進されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定協議会は政策目的に照らして有効な手段か</li> <li>・ 協議会は円滑に運営されているか</li> <li>・ 立案から事業実施に至るまで科学的知</li> </ul>	

見に基づいて  
いるか  
・ 自然環境学  
習の場として  
活用されてい  
るか

法定協議会の参加者人数をみると、50人以上が参加する協議会が12協議会(63.2%)となっており半数以上を占めている。協議会参加人数と協議会設置から全体構想作成までに要した期間をみると、最長は、参加人数が50から74人の協議会で495日、最短は、参加人数が25人未満の協議会で255日。法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間をみると、最長は、参加人数が100人以上の協議会で808日、最短は、参加人数が25人未満の協議会で458日。協議会設置から事業実施に至っている協議会における協議会設置から事業実施まで要した期間をみると、最長は、参加人数が25人から49人の協議会で875日、最短は、参加人数が25人未満の協議会で645日となっている。

参加者の選定方法及び協議会への参加人数と、事業の進捗状況をみると、i) 参加者を公募している協議会は、選考している協議会より事業が進捗していない、ii) 参加人数が多いほど事業が進捗していない傾向がみられる。

したがって、協議会の運営に当たって、参加者の選定方法が課題となっている。(資料p16~19)

### (3) 協議会における合意形成方法

協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ることとされている(基本方針)。

規程等により合意形成の方法を定めている法定協議会は4協議会みられ、すべて多数決を採用。規定等を定めていない協議会では、i) 全員一致を採用している協議会が10協議会、ii) 話し合いを採用している協議会が4協議会となっている。

合意形成の方法と法定協議会設置から全体構想作成までに要した期間をみると、話し合いを採用している協議会は619日、全員一致を採用している協議会は349日、多数決を採用している協議会は307日。法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間をみると、全員一致を採用している協議会は594日、多数決を採用している協議会は470日。協議会設置から事業実施に至っている協議会における協議会設置から事業実施までに要した期間をみると、全員一致を採用している協議会は867日、話し合いを採用している協議会は768日、多数決を採用している協議会は675日となっている。

合意形成の方法と事業の進捗状況をみると、規定等がなく全員一致を採用している協議会は、規定等を定め多数決を採用している協議会に比べ長期間を要している状況がみられる。なお、協議会における合意形成の方法に関する定めがなく、全員の合意を目指していた協議会が解散した例あり。

以上のことから、協議会の運営に当たって合意形成の方法が課題となっている。(資料p20~23)

### (4) 法定協議会設置のメリット

法定協議会設置の主なメリットは、i) 多様な主体の意見が聴取できること(33.3%)、ii) 法に基づく協議会として位置付けされ対外的な説明が容易になったこと(16%)であり、メリットがないとするものは13.4%。一方、主なデメリットは、i) 多様な主体が多数参加することにより合意形成に長期間を要すること(39.4%)となっており、デメリットがないとするものは31.1%みられる。

国、地方公共団体では、法定協議会設置のメリットがないとするものが60機関のうち10機関(16.7%)みられるが、その他の参加者(自然環境専門家、NPO法人、地域住民)は、メリットがないとするものはみられない。また、国、地方公共団体では、多様な主体が多数参加することにより合意形成に長期間を要することをデメリットとしているものが50機関のうち20機関(40%)、その他の参加者において、これをデメリットとしているものは11人のうち4人(36.4%)となっている。(資料p24~28)

### (5) 効果的な自然再生の目標の設定状況

全体構想においては、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的な目標を定めることとされている(基本方針)。

コウノトリ野生復帰の実現などシンボリックな目標や農林水産業の振興など地域活性化につながる目標を設定することにより、協議会参加者の共通認識のもと事業がより進捗している例あり。

しかし、全体構想を作成している15法定協議会のうち、i) 目標が特定されており、ii) 目標の達成度合いを測定することができる目標を設定しているものは7協議会(46.7%)にとどまっている。8協議会(53.3%)では、目標が特定されておらず、目標の達成度合いを測定することができないものとなっている。(資料p29~31)

### (6) 自然環境専門家の効果的な活用状況

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を通じて、自然環境専門家の協力を得つつ科学的な知見に基づいて行うこととされている(基本方針)。

全ての法定協議会に自然環境専門家が参加。科学的知見を活用するための手段・方法として、自然環境専門家からなる分科会、小委員会等を設置している法定協議会は19協議会のうち6協議会(31.6%)。自然環境専門家を活用するための分科会等の設置と協議会設置から全体構想作成までに要した期間をみると、分科会等を設置している協議会は299日、分科会等を設置していない協議会は434日。法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間をみると、分科会等を設置している協議会は423日、分科会等を設置していない協議会は645日となっている。

科学的知見に基づく全体構想、実施計画の作成に当たって、自然環境専門家の活用のため、分科会等を設置することが有効な手段となっている。(資料p32~33)

### (7) 自然環境学習プログラムの整備状況

実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めることとされている(基本方針)。

実施計画を作成している8法定協議会のうち、自然環境学習プログラムを作成している協議会なし。(資料p34)

○ 行政機関の施策は、総合的に推進されているか。自然再生事業への支援は、効果的に実施されているか

- ・行政機関同士、行政機関と自治体の連携が取られているか
- ・自然再生専門家会議は有効に機能しているか
- ・各種支援措置は効果的に実施されているか

### 3 国、地方公共団体における各種支援の実施状況

国、地方公共団体は、地域住民、NPO法人等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならないとされている（法第4条）。

#### (1) 自然再生推進会議における連絡調整

環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然再生を率先して進める観点から、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ることとされている（基本方針）

自然再生推進会議は、上記の3省及び文部科学省の局長を構成員として平成15年10月に設置。開催状況をみると、現在まで、平成15年度及び17年度に各1回計2回しか開催されておらず低調となっている。特に平成18年度には6協議会において10実施計画が作成されているが、全く開催されていない。（資料p35～36）

#### (2) 自然再生専門家会議における委員意見の反映状況

主務大臣は、実施計画に関し必要な助言をする場合において、自然再生専門家会議の意見を聴くものとする（法第9条）

自然再生専門家会議は、主務大臣が必要な助言を行うに当たって、専門家から意見を聴くため、平成15年10月に設置され、現在まで5回開催されている。しかしながら、その内容は、事務局から全体構想・実施計画の説明を聴取するのみで、協議会に対する助言は行っていない。

同会議委員は、意見が各協議会の全体構想・実施計画に反映されることがなく、同会議が形骸化していると述べている。その理由として、主務大臣が、実施計画・全体構想の送付を受けた際に、事前に助言実施の有無を判断するという手続となっているためである。（資料p37～39）

#### (3) 地方ブロック会議の開催状況

地方ブロック会議は、平成15年度に全国8地区に設置され、毎年度1回開催することとしている。しかしながら、2地区では、平成17年度の開催に当たって、事務局担当となった機関が多忙などの理由から開催していない。なお、同会議では、法定外協議会が実施する事業についても情報交換を実施している。（資料p40～41）

#### (4) 相談窓口ネットワークの整備・利用状況

主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとされている（法第11条）

相談窓口ネットワークは、環境省、農林水産省及び国土交通省の各出先機関73箇所を設置。平成15年度から18年度までの相談受付件数は全国で計16件と低調。なお、調査対象とした5機関では相談実績等を把握しておらず、相談体制の整備が不十分であり、機能していない。（資料p42～43）

#### (5) 効果的な財政上の措置

国、地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとされている（法第15条）

国、地方公共団体からの財政上の措置を受けている協議会は、44協議会のうち43協議会（97.7%）。このうち、法定協議会は19協議会のうち18協議会（94.7%）、法定外協議会は25協議会全てに財政上の措置あり。事業の実施段階にある協議会に対する財政上の措置をみると、44協議会のうち29協議会（6法定協議会、23法定外協議会）全てにおいて、国、地方公共団体が事業を実施している。これらの事業については、各省が個別法に基づき実施している事業であり法定協議会、法定外協議会ともに同様の措置

法定協議会と法定外協議会に対する財政上の措置に差はみられず、法定協議会とする効果がみられない。（資料p44～47）

#### (6) 自然環境学習の推進状況

自然再生事業を実施している地域が、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場として十分に活用されるよう配慮する必要。社会教育施設、学校教育機関及び研究機関等の地域の関係機関との協力と連携を図ることも重要とされている（基本方針）。

国、地方公共団体から自然環境学習に関する支援を受けている協議会は44協議会のうち7協議会（15.9%）のみ。このうち法定協議会は、19協議会のうち3協議会（15.8%）、法定外協議会は、25協議会のうち4協議会（16.0%）。また、学校教育機関等と連携している法定協議会は1協議会のみで、法定外協議会はなし。一方、各対象区域では、NPOが学校関係者に呼び掛けを行い、小学生を対象とした自然体験学習を実施するなど、参加者が独自に自然環境学習の場として活用している状況がみられる。（資料p48～49）

## 自然再生の推進に関する政策評価

## —効果の把握結果—

	頁
1 多様な主体による自然再生への取組状況	1
(1) 国における自然再生事業の実施状況	1
(2) 自然再生協議会の設置状況	3
(3) 自然再生協議会への参加状況	4
(4) 自然再生活動を目的として設置された NPO 法人の設置状況	6
(5) 自然環境学習の実施状況	8
(6) 自然再生事業の実施に伴う地域活性化への効果	9
(7) 相談窓口の周知状況	12
2 自然再生協議会の運営状況	14
(1) 協議会の参加者及び参加者の選定方法	14
① 協議会への多様な主体の参加	14
② 参加者の選定方法	16
(2) 協議会における合意形成方法	20
(3) 協議会設置のメリット・デメリット	24
(4) 科学的知見の活用状況	29
① 目標の設定	29
② 自然環境専門家の活用状況	32
(5) 自然環境学習プログラムの整備状況	34
3 国、地方公共団体における各種支援の実施状況	35
(1) 自然再生推進会議の開催状況	35
(2) 自然再生専門家会議の開催状況	37
(3) 地方ブロック会議の開催状況	40
(4) 相談窓口ネットワークの利用状況	42
(5) 国、地方公共団体における財政上の措置状況	44
(6) 自然環境学習の推進状況	48

# 1 多様な主体による自然再生への取組状況

## (1) 国における自然再生事業の実施状況

環境省、農林水産省及び国土交通省が、自然再生事業及び自然再生に関連した事業として実施している主な事業及び対象区域は、次表のとおりである。

表 1-(1)-1 各省の自然再生に関連する主な事業

省名	事業等名	対象区域
環境省	自然再生事業	国立公園、国定公園、国指定鳥獣保護区
農林水産省	元気な地域づくり交付金	土地改良区等
	森林整備事業 治山事業 森林づくり交付金 強い林業・木材産業づくり交付金	国有林等
	豊かな海の森づくり事業	沿岸の藻場・干潟等
	直轄統合水系環境整備事業 統合河川環境整備事業	国の直轄河川 都道府県の管理する一級河川、二級河川
国土交通省	自然再生緑地整備事業 緑地保全事業 近郊緑地保全事業	都市公園等
	港湾環境整備事業	港湾

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 事業のうち、その一部で自然再生事業が実施されているものを含む。

各省が、平成 15 年度から 17 年度までに実施した自然再生に関する事業箇所数は、次表のとおりである。

表 1-(1)-2 自然再生に関連した事業の実施状況 (単位：箇所)

省名	事業箇所数
環境省	22 (直轄 7、自然環境整備交付金 15)
農林水産省	治山事業、森林環境保全事業 (直轄・補助) 7800 の内数
国土交通省	233 (港湾湿地干潟 11、港湾都市自然再生 112、河川水系 6、自然再生緑地整備 40、緑地保全 31、緑地環境整備総合支援 33)

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 農林水産省は、治山事業及び森林環境保全事業の平成 15 年度～17 年度の新規採択地区数を計上した。  
3 国土交通省河川局の事業箇所数は、水系単位で計上した。

### ○ 環境省における自然再生事業の実施状況

#### 環境省の自然再生事業実施地区数

年度	平成 15	16	17
	事業実施地区数	17	21

(注) 環境省資料による。

○ 農林水産省における自然再生事業の実施状況

失われた自然の海辺のうち、回復可能な自然の海辺の中で再生した海辺

(単位：km)

年度	平成 14	15	16	17
再生した海辺の延長	40	42.4	45.1	47.6

(注) 1 農林水産省資料による。

2 津波、高潮及び地震による災害により、失われた自然の浜辺のうち回復可能な海辺の再生延長を示す。

○ 国土交通省における自然再生事業の実施状況

失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合

(単位：%)

年度	平成 14	15	16	17
再生した水辺の割合	0	6	8	11

(注) 1 国土交通省資料による。

2 過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺(河川延長：1270km)や海岸侵食によって失われた砂浜(砂浜延長：460km)のうち復元再生した割合を示す。

失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合

年度	平成 14	15	16	17
再生された湿地や干潟の割合	約 2 割	約 2 割	約 2 割	約 2 割

(注) 1 国土交通省資料による。

2 過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約 7000ha(湿地 3000ha、干潟 4000ha)のうち復元・再生した割合を示す。

生物多様性の確保に資する良好な樹木地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地

(単位：ha)

年度	平成 14	15	16	17
自然環境を保全・創出する公園・緑地の面積	0	約 300	約 700	約 1400

(注) 1 国土交通省資料による。

2 都市域において、樹林地・草地・水辺地等により構成される良好な自然環境を、i) 都市公園の整備により保全・再生、ii) 緑地保全地区等の指定により保全、iii) 港湾緑地により創出することにより、制度的に担保した面積を示す。

(2) 自然再生協議会の設置状況

自然再生事業を実施している地域に設置された自然再生協議会は、全国に 87 協議会が設置され、法定協議会は 18 協議会、法定外協議会は 69 協議会となっている。

表 1-(2)-1 自然再生協議会の設置状況 (平成 19 年 3 月末日現在)

法定協議会	法定外協議会	計
18(20.7)	69 (79.3)	87 (100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )書きは、%を示す。  
 3 「法定協議会」は、自然再生推進法に基づき自然再生事業を実施することを目的として設置された協議会のうち、協議会が行う事務を、①自然再生全体構想を作成すること、②自然再生事業実施計画(案)について協議すること、③自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うことと定め、多様な参加者のうち関係行政機関及び関係地方公共団体が参加している協議会をいう。  
 4 「法定外協議会」は、上記以外の自然再生事業を目的として多様な主体が参加して設置した組織をいう。

平成 15 年度から 18 年度における自然再生協議会の設置数の推移は、次表のとおりとなっており、協議会数は毎年増加している。法施行前の平成 13 年度の協議会数は、11 協議会であったが、法施行後、平成 14 年度から 18 年度の 5 年間に 76 協議会が新たに設置され、平成 18 年度は 87 協議会と法施行前の約 8 倍に増加している。

表 1-(2)-2 新たに設置された自然再生協議会数

年度		平成 12 以前	13	14	15	16	17	18
法定協議会	設置	0	0	0	4	9	5	1
	廃止	0	0	0	0	0	0	1
法定外協議会	設置	8	3	8	9	15	20	9
	廃止	0	0	0	1	1	0	1

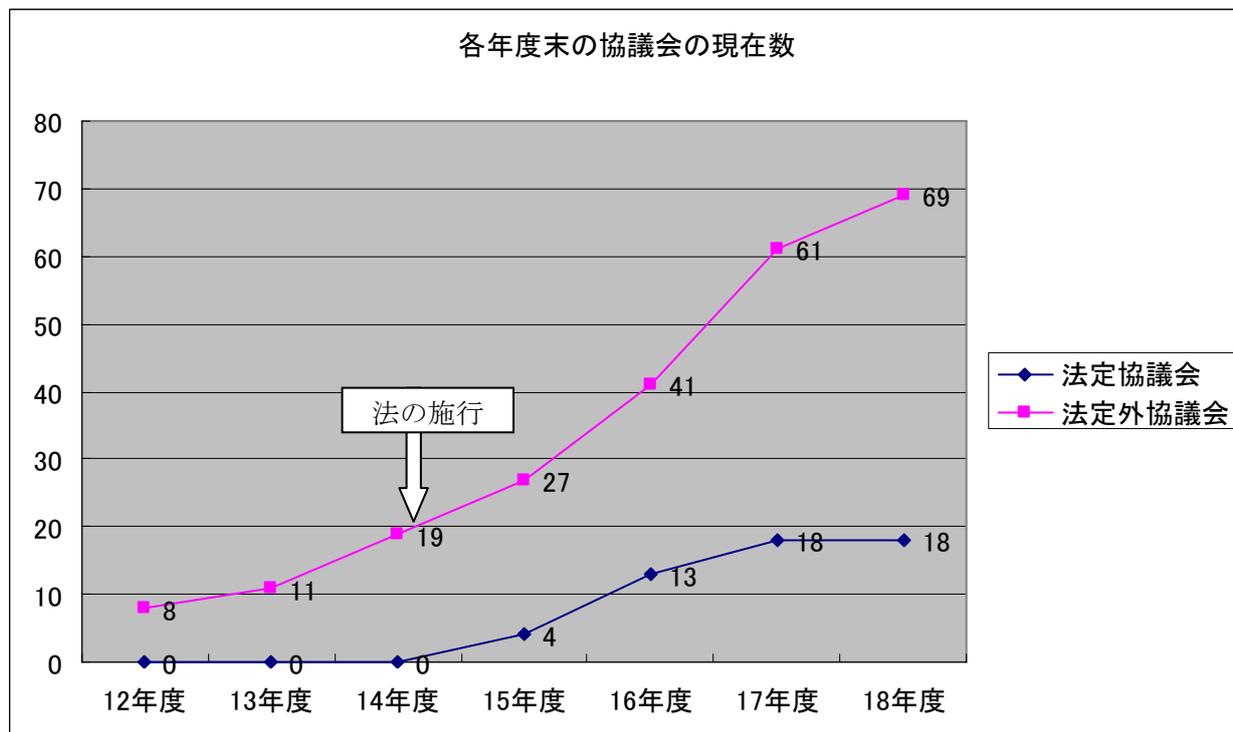
(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-3 自然再生協議会設置の推移 (各年度 3 月末日現在)

年度	平成 12	13	14	15	16	17	18
法定協議会	0(0)	0(0)	0(0)	4(4)	13(9)	18(5)	18(0)
法定外協議会	8(8)	11(3)	19(8)	27(8)	41(14)	61(20)	69(8)
計	8(8)	11(3)	19(8)	31(12)	54(23)	79(25)	87(8)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、対前年度比の箇所数の増分を示す。  
 3 平成 18 年度の法定協議会数は、新たに設置されたもの 1 協議会、解散したものが 1 協議会あるため、増減なしとなっている。

表 1-(2)-4



(3) 自然再生協議会への参加状況

域内に設置された自然再生協議会に参加している地方公共団体及びNPO法人は、次表のとおりである。

表 1-(3)-1 地域内に設置された自然再生協議会への参加状況

機関等	都道府県	市町村	NPO法人	計
	地域内に協議会がある	25	50	77
参加している	24 (96.0)	47 (94.0)	25 (32.5)	96 (63.2)
参加していない	1 (4.0)	3 (6.0)	52 (67.5)	56 (36.8)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ( )内は%を示す。

3 意識等調査の対象は、47 都道府県(45 都道府県から回答)、1,814 市町村 (1,023 市町村から回答)、7,752NPO法人 (1,444 団体から回答) を対象とした。

自然再生協議会に参加している地方公共団体、NPO法人及び地域住民の参加の契機をみると、法の制定に関連するものが44.4%となっている。

表 1-(3)-2 地方公共団体、NPO法人及び地域住民の自然再生協議会参加の契機

法の制定に関連	自然再生推進法に基づき自然再生事業の実施者として自ら組織	17 (4.1)
	法の制定を受けて、公共事業の実施に当たり協議会を設置、その要請を受けた	160 (38.8)
	法の制定を受け、住民、NPOの発意により協議会を設置、その要請を受けた	6 (1.5)
法の制定に関連なし	法に基づくものではないが、自然再生事業の実施者として自ら設置	27 (6.6)
	法の制定とは関係なく、公共事業の実施に当たって協議会を設置、その要請を受けた	135 (32.8)
	法の制定とは関係なく、住民、NPOの発意により協議会を設置、その要請を受けた	5 (1.2)
その他	その他	54 (13.1)
	無回答	8 (1.9)
計		412 (100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ( )内は%を示す。

(4) 自然再生活動を目的として設置されたNPO法人の設置状況

意識等調査結果をみると、環境保全活動を目的として設置したNPO法人のうち、自然再生活動を目的としているNPO法人は、回答があった1,444法人のうち747法人(51.7%)みられ、これらの法人の設置の推移をみると、法施行前の平成13年度は192法人であったが、法施行後5年間に555法人が新たに設置され、平成18年度は747法人と法施行前の約4倍に増加している。

表 1-(4)-1 自然再生活動を目的としたNPO法人数の推移

年度	平成 11	12	13	14	15	16	17	18
年度末の法人数	93	137	192	269	397	531	687	747
新設された法人数		44	55	77	128	134	156	60

- (注) 1 当省の意識等調査結果による。  
 2 意識等調査において回答があったNPO法人について集計した。  
 3 各年度末における設置数を記載した。

表 1-(4)-2

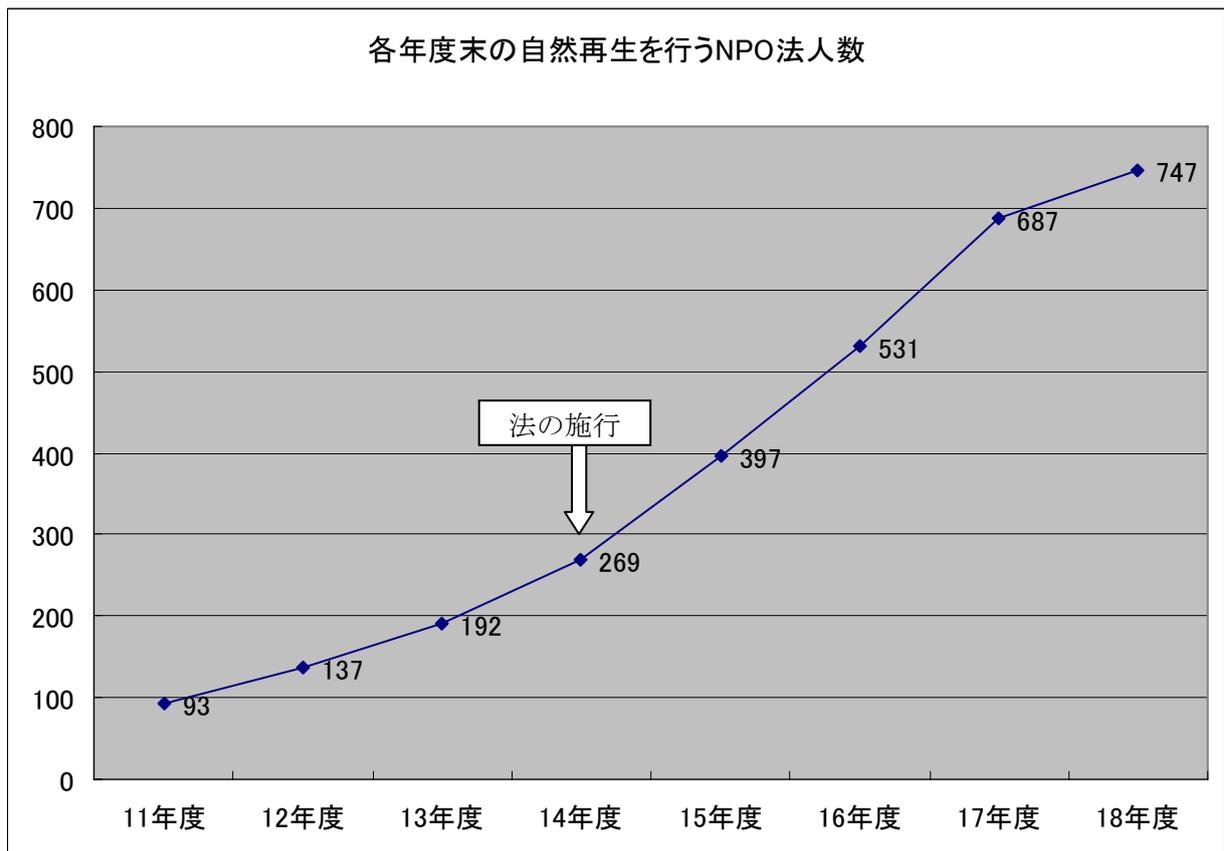
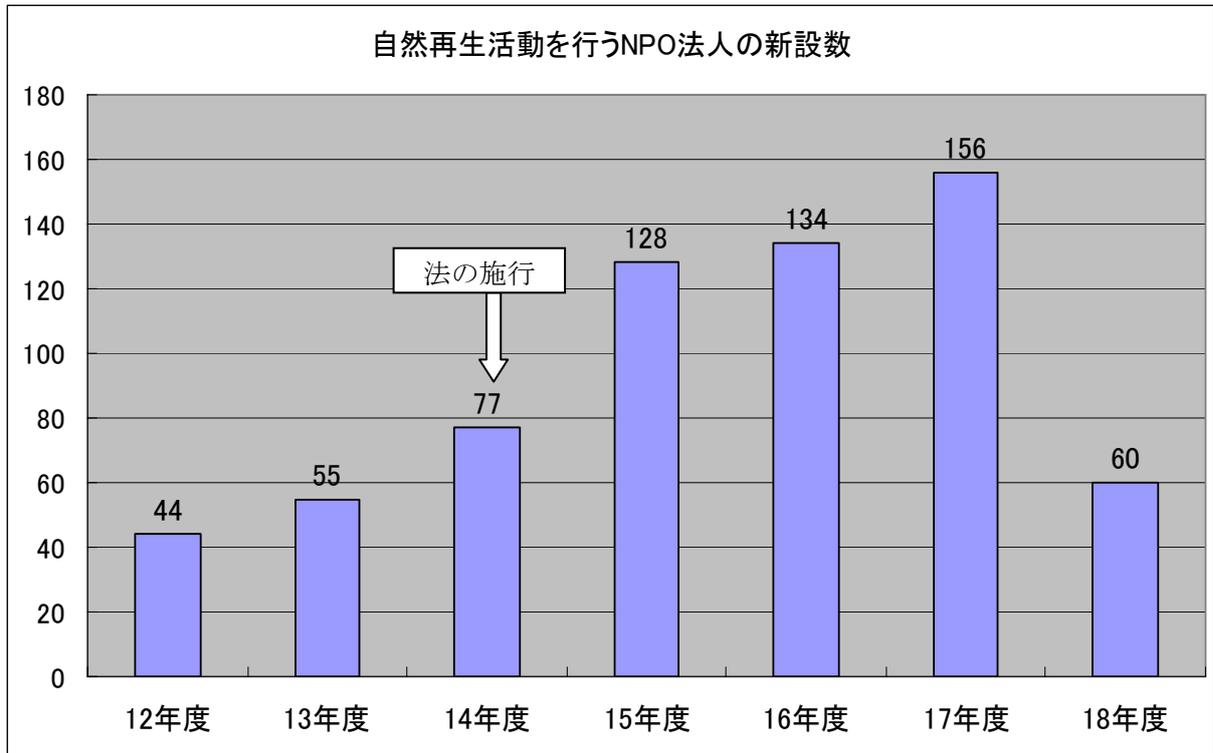


表 1-(4)-3



### (5) 自然環境学習の実施状況

調査対象とした44協議会のうち、平成13年度から17年度まで経年で自然環境学習の実施状況を把握していた17協議会における自然環境学習の実施回数及び参加者数の推移は次表のとおりである。

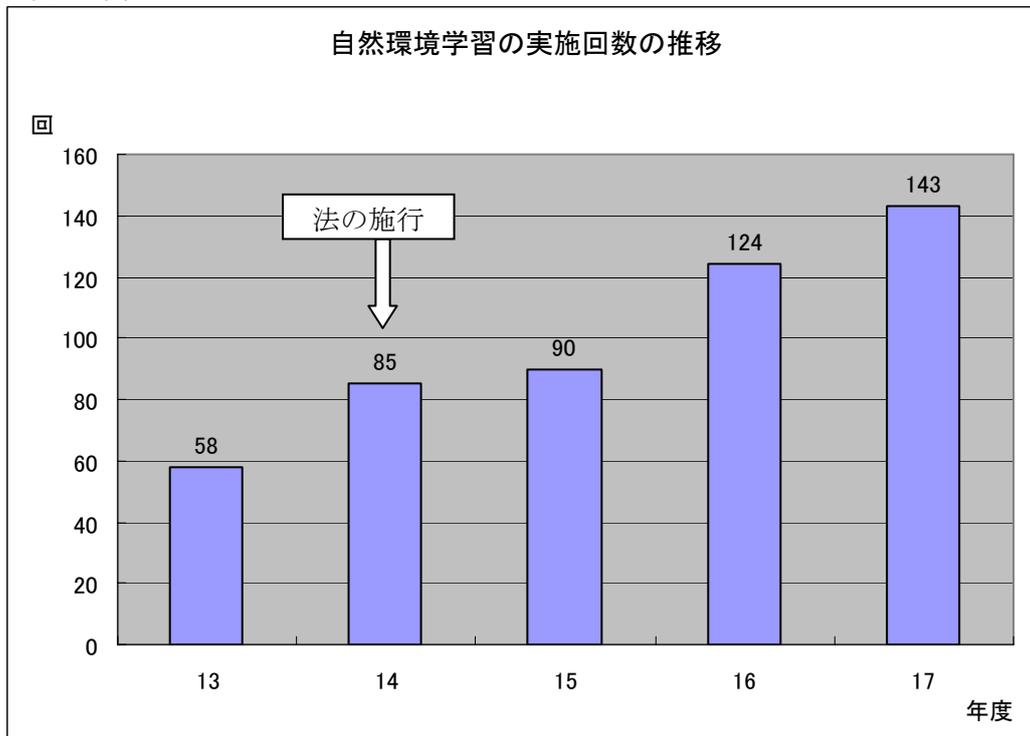
自然再生の対象区域において実施された自然環境学習は、法施行前の平成13年度は実施回数58回、参加人数3,276人となっているが、法施行後の平成17年度には143回、4,759人と回数は2.5倍、参加人数は約1.5倍に増加している。

表1-(5)-1 自然環境学習の参加者数の推移

年度	平成13年度	14	15	16	17	15~17平均
実施回数	58	85	90	124	143	119
参加者数	3,276	4,334	5,747	6,182	4,759	5,563

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 調査対象とした44協議会のうち、自然環境学習の実施状況を把握していた17協議会を対象とした。  
3 平成17年度の人数欄は、環境学習の内容が変わった協議会があったため、回数は増えているが人数は減少している。

表3-(5)-2



(6) 自然再生事業の実施に伴う地域活性化への効果

自然再生事業を実施している地域において、自然再生の取組に併せて、地域の環境と調和の取れた農林水産業の推進、観光資源として活用することにより、地域活性化への効果がみられる。

<事例> 1 コウノトリ野生復帰推進連絡協議会

コウノトリ野生復帰推進連絡協議会は、平成 15 年 7 月に設置され、国、地方公共団体、NPO 法人、自治会、農林漁業関係者、自然環境専門家など多様な主体が参加し、「コウノトリ野生復帰の実現～コウノトリと共生する地域づくり～」(コウノトリ野生復帰推進計画)を自然再生の目標として、i) 環境創造型農業の推進、ii) 河川の自然再生、iii) 里山林の整備、iv) コウノトリの野生訓化、v) 普及啓発などの各種事業を実施している。

同協議会では、①水田で採食するコウノトリの健康が蝕まれないよう、化学肥料、農薬を使わない農法で水田耕作を行い、できた米を安心な米として販売する、②コウノトリの野生復帰を観光資源として活用することにより、地域活性化の取組がみられる。

① コウノトリ郷米

コウノトリの野生復帰の実現に向けては、水田の生態系の頂点に立つコウノトリが住める環境づくりにつながる農業の推進が必要であるとの共通認識が持たれ、平成 14 年、コウノトリの郷公園周辺地域で「コウノトリの郷営農組合」が発足した。同組合では、水田の生態系の頂点に立つコウノトリがえさを不自由なく採食でき、かつ食物連鎖による生物濃縮により健康が蝕まれることなく生息するため、化学肥料を不使用、農薬 8 割減で行う「コウノトリ育む農法」を開発した。この農法により収穫された米を、「コウノトリの郷米」としてブランド化し販売している。

コウノトリ育む農法作付面積の推移 (単位: ha)

年度	平成 13	14	15	16	17
作付面積	—	—	0.7	1.8	50.5

(注) 当省の調査結果による。

② コウノトリの野生復帰

国の特別天然記念物コウノトリの野生復帰を進める兵庫県立コウノトリの郷公園では、毎年、入園者が増加し、平成 17 年度には試験放鳥により入園者数が急増している。

また、平成 18 年 6 月から同園の入園を含む旅行プランが旅行会社から発売されている。

コウノトリの郷公園入園者数の推移 (単位: 人)

年度	平成 13	14	15	16	17
コウノトリの郷公園入園者数	132,086	154,793	164,274	124,878	242,102

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 16 年度の入園者数の減少は、鳥インフルエンザの発生、台風による水害のためである。

## <事例> 2 神於山保全活用推進協議会

大阪府岸和田市にある神於山保全活用推進協議会では、竹林の侵入が進む神於山においてクヌギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシ・シイを中心とする常緑樹林帯を再生するため、竹の本数調整伐や植栽等を実施している。

協議会事務局によると、神於山の里山整備が進行し、遊歩道の整備、竹林・ヤブ状地等の整備により神於山へのハイカー数が増加し、地域活性化の効果が上がっているとされている。

また、事業対象区域で里山の保全活動や里山体験学習を行うボランティア団体「神於山保全くらぶ」は、自然再生の機運の高まりを受けて、平成13年4月の結成以来会員数が増加し、活動が活発化している。

神於山保全くらぶ会員数の推移

(単位：人)

年度	平成13	14	15	16	17
会員数	31	43	49	52	65

(注) 当省の調査結果による。

### <事例> 3 釧路湿原自然再生協議会

釧路湿原自然再生協議会では、平成 15 年 11 月、協議会に「再生普及小委員会」を設置し、釧路湿原の自然再生にかかる環境教育や市民参加を一層推進するため、平成 17 年 6 月、「釧路湿原自然再生普及及び行動計画」を作成した。

協議会では、行動計画に基づき、多岐にわたる課題に対し、「できるひと」が「できること」から取組むための「ワンダグリンド・プロジェクト」（釧路湿原自然再生普及行動計画の具体的な取組み）を実施している。

具体的な取組として、i) 自然再生に地域・市民の参加を促す、ii) 人・施設・地域のネットワークをつくるなどの取組が行われており、これにより釧路湿原の保全活動、環境教育・生涯学習などの取組が多数行われ、自然再生への市民の参加の拡大、地域とのネットワークの形成が図られている。

表 「ワンダグリンド・プロジェクト」の主な取組

年度	取組名	具体的な取組	参加人数
17	i) 自然再生に地域・市民の参加を促す	自然保護を目的とする学生組織と協力しワークキャンプ開催	9名
		「釧路湿原“音”探検」を実施	26名
		「ジュニアフォトグラファーズ in 釧路湿原」を実施	37名
		湿原観察会を実施	28名
		「湿原ほたる講座」において、親子でほたる学習・観察	21名
		「いきいき女性講座」：釧路湿原の動植物の生態系や湿原の果たす役割などを学習	32名
		「まなぼつと子ども探検隊」において、子ども達に自然体験	22名
		クリーンウォーク・観察会を開催	307名
		「釧路湿原こどもレンジャー」事業を実施	50名登録
		ii) 人・施設・地域のネットワークをつくる	JICA研修
		温根内ビジターセンターと塘路エコミュージアムセンターで行われるプログラムの情報共有と施設間の連携	723名
18	i) 自然再生に地域・市民の参加を促す	トラスト地におけるボランティア作業の受入れ	集計中
		カヌーで達古武湖の清掃	
		「まなぼつと子ども探検隊」において、子ども達に自然体験	
		クリーンウォーク・観察会を開催	
		「釧路湿原こどもレンジャー」事業を実施	
	ii) 人・施設・地域のネットワークをつくる	「湿原まんじゅう」を販売	
		「日専連釧路フィッシャーマンズカード」を発行し、利用額の一部を寄付	
		JICA研修	
釧路、厚岸、浜中の湿原と、姉妹湿地提携先のオーストラリアの湿地との間で、情報交換等交流・協力を実施			
	温根内ビジターセンターと塘路エコミュージアムセンターで行われるプログラムの情報共有と施設間の連携		

(注) 釧路湿原自然再生協議会資料による

#### <事例> 4 アザメの瀬検討会

「アザメの瀬検討会」は、佐賀県松浦川に生息する魚類や植物の再生を図る目的で、平成13年に設置された。同検討会では、メンバーを固定せず誰でも参加できる、徹底した住民参加による車座での検討会を開催、また、現地見学会やシードバンク作業を行うなど、平成13年11月から19年2月までの間に59回の検討会を開催している。

同地区では、同検討会において環境に関する勉強会や川の清掃にも取り組んだことから、地域住民が自発的に松浦川流域のすばらしい自然を次世代へ継承していく活動を行うための組織である「アザメの会」を平成14年12月に設立し、平成17年6月には、同会をNPO法人化している。アザメの会は、子供たちを招いて「つつみがえし」「造成した棚田での田植、米づくり体験」「植樹」などの活動を行っており、これらの活動により地域の一体感が高まり、子供と自然、子供と年長者及び行政と住民の関わりが始まり地域が活性化している。

その他、自然再生事業の取組に併せて、地域活性化を目標に掲げている法定協議会が次表のとおりみられる。

表1-(6) 地域活性化の目標を掲げている協議会とその内容

協議会名	内 容
上サロベツ自然再生協議会	地域住民の活動と連携して、地域の自然資源等の利活用による自然とのふれあい、エコツーリズムと地域農業を活かした特産品の開発や、ルーラルツアーを推進し、サロベツブランドの確立を図る。
蒲生干潟自然再生協議会	自然観察や清掃活動など、地域の人々や利用者がより蒲生干潟の環境保全活動に関わり、蒲生を拠点として形成される地域コミュニティを目指す。
竹ヶ島海中公園自然再生協議会	賑わいのある地域社会を作るため、「地域の自然環境の向上と水産資源の回復」、「地域の自然と関わりの深い農林水産業の振興」、「貴重な観光資源である海中公園の再生と、既存観光業の発展」、「環境学習推進における、自然再生事業のフィールドとしての活用」、「地域資源活用とした新たな観光産業の展開と育成」を目指す。
阿蘇草原自然再生協議会	循環型の資源利用を基盤とした持続可能な地域づくりを進めることで、同時に地域文化の見直し、自信や誇りにつなげ、活力ある地域社会を再生していくことを目指す。

(注) 当省の調査結果による

#### (7) 相談窓口の周知状況

意識等調査において、i) 環境保全活動を行っているNPO法人、ii) 自然再生協議会に参加している地域住民等（地域住民、地権者、自然環境専門家等）を対象として、国が自然再生事業の実施者の相談に応じるために設置した相談窓口の周知状況を調査した結果

は、次表のとおりである。

今回調査対象としたNPO法人、地域住民等は、環境保全活動及び自然再生活動に参加しており、自然再生を含む自然環境保全への取組に関心が高い者と考えられるにもかかわらず、法に基づき設置された相談窓口を知っているものは一部となっている。

表 1-(7) 法に基づいて設置された相談窓口の周知状況

	NPO法人		住民		合計	
窓口を知っている	200	(29.2)	155	(51.2)	355	(36.0)
窓口があることを知らない	484	(70.8)	148	(48.8)	632	(64.0)
計	684	(100.0)	303	(100.0)	987	(100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ( )内は%を示す。

## 2 自然再生協議会の運営状況

### (1) 協議会の参加者及び参加者の選定方法

#### ① 協議会への多様な主体の参加

各協議会における参加者をみると、国、地方公共団体、NPO法人、地域住民、自然環境専門家など多様な主体が参加している。

参加者のうち、国、地方公共団体の参加状況をみると、全ての法定協議会に関係行政機関及び関係地方公共団体が構成員として参加しているが、法定外協議会では、関係行政機関が構成員として参加しているものは25協議会のうち13協議会(52.0%)となっており、法定協議会は、事業の実施に当たって国、地方公共団体からの情報提供、指導等が受けやすい体制となっている。

なお、協議会設置時には地権者が参加していたが、その後、脱退したことにより協議会が休止している例がみられる。

#### <仕組み>

自然再生事業の実施に当たっては、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者等地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要とされている(基本方針1(2)イ)

自然再生事業を円滑に推進する観点から、土地の所有者等の関係者も自然再生の趣旨を理解し自然再生に参加する者として協議会への参加を得ることが望ましいとされている(基本方針2(1)イ)

また、関係行政機関及び関係地方公共団体は、構成員として協議会に参加するよう努めることとされている(基本方針2(1)ウ)

#### <調査結果>

法定協議会における多様な主体の参加状況をみると、国、地方公共団体、NPO法人、地域住民、自然環境専門家など多様な主体が参加している。

法定協議会においては、基本方針において、関係行政機関及び関係地方公共団体は、構成員として協議会に参加するよう努めることとされていることから、全ての協議会に国、地方公共団体が参加しているが、法定外協議会では、国の行政機関が参加している協議会は13協議会(52.0%)となっている。

なお、法定協議会のうち、地権者が参加していない協議会が6協議会(31.6%)みられるが、これらの協議会では、地権者がいないため参加していないものである。

表 2-(1)-1 各主体の協議会への参加状況

	国の行政機関	都道府県	市町村	NPO法人	自然環境専門家	地域住民	地権者
法定協議会	19 (100.0)	19 (100.0)	19 (100.0)	18 (94.7)	18 (94.7)	19 (100.0)	13 (68.4)
法定外協議会	13 (52.0)	18 (72.0)	22 (88.0)	16 (64.0)	20 (80.0)	17 (68.0)	15 (60.0)
計	32	37	41	34	38	36	28

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )書きは、19法定協議会、25法定外協議会に占める割合(%)を示す。

3 「やんばる河川・海岸自然再生協議会」については、区分が不明なものは計上していない。

<事例> 地権者の脱退により協議会が休止となっている例

A 協議会の自然再生の対象区域は、3市1町に位置し、このうち民有林が 73.7%を占めていることから、協議会に地権者の代表として「地権者の会」が参加していた。

自然再生の対象区域の大部分が民有林であり、将来、所有者が相続等により土地を売却すると当該地区の自然再生が困難となるとして、協議会では、当該地区を县市町が買い取ることができるよう規制地区とすべく手続きを進めていたが、協議会内から意見等が出され事務手続きが進捗しない状況となっていた。

このことから、地権者の会は、①地域指定の問題ばかりが議論され、自然再生事業についての議論がされていない、②地域の指定に当たって、地権者と十分な話し合いが行われないうして、協議会を脱会した。

協議会では、対象区域が民有林であり、地権者の参加がなければ事業が進捗しないとして、同協議会は休止状態となっている。

(参考)

今回調査対象とした 44 協議会のうち、自然再生の対象区域内に民有地が存在する協議会は 19 協議会みられた。これらの協議会のうち、事業実施に当たって民有地に関して何らかの調整を行っている協議会は 10 協議会となっており、その内訳は、i) 対象地域を買収したものが 6 協議会、ii) 対象区域から民有地を除いて事業を実施しているものが 3 協議会、iii) 自然再生事業が地権者にとって有益なものとなるため特段の調整なしが 1 協議会となっている。

上記以外の 16 協議会では、事業対象区域が、国有林のみ、河川管理区域内等のため民有地は存在しない。

表 2-(1)-2 自然再生対象区域内の民有地の有無及び調整方法

	協議会数	民有地について調整を行っている協議会	備 考
民有地あり	19	10	
民有地なし	16	—	事業対象区域が、国有林のみ、河川管理区域内等
不明	9	—	
計	44	—	

(注) 当省の調査結果による

## ② 参加者の選定方法

法定協議会では、幅広く公平な参加の機会を確保するため、i) 地域住民を公募している協議会が18協議会(94.7%)、ii) 地域住民を選考している協議会が1協議会(5.3%)となっている。

参加者の選定方法と法定協議会設置から全体構想作成までに要した期間をみると、公募を行っている協議会は平均406日を要しているのに対し、選考を行っている協議会は平均149日となっている。

法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間をみると、公募を行っている協議会は平均589日を要しているのに対し、選考を行っている協議会は372日となっている。

協議会設置から事業実施に至っている協議会(3法定協議会、6法定外協議会)における協議会設置から事業実施までに要した期間をみると、公募を行っている協議会は平均803日を要しているのに対し、選考を行っている協議会は645日となっている。

次に、法定協議会の参加者人数をみると、50人以上が参加する協議会が12協議会(63.2%)となっており半数以上を占めている。協議会参加人数と協議会設置から全体構想作成までに要した期間をみると、最長は、参加人数が50から74人の協議会で495日、最短は、参加人数が25人未満の協議会で255日となっている。

また、法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間をみると、最長は、参加人数が100人以上の協議会で808日、最短は、参加人数が25人未満の協議会で458日となっている。

さらに、協議会設置から事業実施に至っている協議会(3法定協議会、6法定外協議会)における協議会設置から事業実施まで要した期間をみると、参加人数が25人から49人の協議会は875日、参加人数が50人から74人の協議会は767日、参加者が25人未満の協議会は645日となっている。

協議会の参加者からは、参加者を公募することにより、i) 協議会の自然再生活動等に対して反対意見を持つ者が参加すること、ii) 参加人数が多数となること、iii) 地域に関係ない者が多数参加することにより、地域住民や地権者などの少数意見が反映されないことなどから、合意形成に長期間を要し事業が進捗しないとの意見がみられる。

したがって、協議会の運営に当たって、参加者の選定方法が課題となっている。

### <仕組み>

自然再生協議会の組織化に当たっては、協議会に参加しようとする者に対して、幅広く公平な参加の機会を確保することとされている。(基本方針2(1)ア)

### <調査結果>

協議会における参加者の選定方法は、i) 公募、ii) 選考、iii) その他(自由参加)となっており、各協議会における選定方法は次表のとおりとなっている。

なお、公募を採用している協議会においても、国、地方公共団体及び自然環境専門家については選考している傾向がみられることから、地域住民を公募している協議会と選考している協議会を比較した。

表 2-(1)-3 自然再生協議会における参加者の選定方法

協議会の種類	地域住民の選定方法			計
	公募	選考	その他	
法定協議会	18(94.7)	1 ( 5.3)	0 (0.0)	19 (100.0)
法定外協議会	1 ( 4.0)	23 (92.0)	1 (4.0)	25 (100.0)
計	19(43.2)	24 (54.5)	1 (2.3)	44 (100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( )内は%を示す。

法定協議会における参加者の選定方法と、協議会設置から全体構想作成までに要した期間を比較すると、公募している協議会は、選考している協議会に比べ257日多く日数を要している。

なお、公募している協議会のうち、協議会設置後、1,008日(2年9ヶ月)、1,121日(3年)経過後、作成に至っていない協議会が各1協議会、計2協議会みられる。

表 2-(1)-4 法定協議会設置から全体構想作成までに要した日数(平成19年3月末現在)

		平均日数
選定方法	公募	406日(14協議会)
	選考	149日(1協議会)
計		389日(15協議会)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 全体構想を作成している15法定協議会を対象とした。

法定協議会における参加者の選定方法と、協議会設置から実施計画作成までに要した期間を比較すると、公募している協議会は、選考している協議会に比べ217日多く日数を要している。

なお、公募している協議会のうち、協議会設置後、875日(2年4ヶ月)、972日(2年6ヶ月)、1,008日(2年9ヶ月)、1,121日(3年)、1,157日(3年2ヶ月)、1,365日(3年8ヶ月)を経過後、作成に至っていない協議会が各1協議会、計6協議会みられる。

表 2-(1)-5 法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間(平成19年3月末現在)

		平均日数
選定方法	公募	589日(7協議会)
	選考	372日(1協議会)
計		562日(8協議会)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 実施計画を作成している8法定協議会を対象とした。

参加者の選定方法と協議会設置から事業実施までの経過年数を比較すると、参加者を公募している協議会は、選考している協議会に比べ158日多く日数を要している。

表 2-(1)-6 協議会設置から事業実施までに要した期間

	協議会数	平均日数
公募	3	803
選考	6	645

(注) 1 当省の調査結果による。

2 事業を実施している協議会のうち、協議会設置後、事業に至っている 9 協議会 (3 法定協議会、6 法定外協議会) を対象とした。

各協議会の参加人数は次表のとおりとなっている。法定協議会は、50 人以上参加している協議会が 12 協議会 (63.2%)、法定外協議会は、25 人未満が 21 協議会 (87.5%) みられ、法定協議会の参加人数が多くなる状況がみられる。

表 2-(1)-7 自然再生協議会への参加人数 (単位：人)

協議会の種類	協議会への参加人数					計
	25 人未満	25～49 人	50～74 人	75～99 人	100 人以上	
法定協議会	1( 5.3)	6(31.6)	8(42.1)	2(10.5)	2(10.5)	19(100.0)
法定外協議会	21(87.5)	2( 8.3)	0( 0.0)	1( 4.2)	0( 0.0)	24(100.0)
計	22(51.2)	8(18.6)	8(18.6)	3( 7.0)	2( 4.6)	43(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )書きは%を示す

3 阿蘇草原自然再生協議会及びオホーツクの森自然再生モデル事業企画運営協議会は個人と団体の合計で計上。四万十川自然再生協議会は団体数を計上。アザメの瀬検討会は参加者が固定されていないため計上していない。

法定協議会における参加人数と、協議会設置から全体構想作成までに要した期間をみると、協議会参加者が 50 人以上の協議会は、50 人未満の協議会に比べ長期間を要している傾向がみられる。

なお、i) 参加者が 25 人から 49 人の協議会では、協議会設置から 1,121 日 (3 年) を経過後、作成に至っていない協議会が 1 協議会、ii) 50 人から 74 人の協議会では、1,008 日 (2 年 9 ヶ月) を経過後、作成に至っていない協議会が 1 協議会みられる。

表 2-(1)-8 法定協議会設置から全体構想作成までに要した期間 (平成 19 年 3 月末現在)

参加者数	平均日数
25 人未満	255 日 ( 1 協議会)
25～49 人	304 日 ( 5 協議会)
50～74 人	495 日 ( 6 協議会)
75～99 人	126 日 ( 1 協議会)
100 人以上	481 日 ( 2 協議会)
計	389 日 (15 協議会)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 全体構想を作成している 15 協議会を対象とした。

法定協議会における参加人数と、協議会設置から実施計画作成までに要した期間をみると、協議会参加者が 50 人以上の協議会は、50 人未満の協議会に比べ長期間を要している傾向がみ

られる。

なお、参加者が、i) 25人から49人の協議会では、協議会設置から1,121日(3年)を経過後、作成に至っていない協議会が1協議会、ii) 50人から74人の協議会では、972日(2年6ヶ月)、1,157日(3年2ヶ月)、1,008日(2年9ヶ月)、1,365日(3年8ヶ月)経過後、作成に至っていない協議会が各1協議会計4協議会、iii) 75から99人の協議会では、875日(2年4ヶ月)経過後、実施計画の作成に至っていない協議会が1協議会みられる。

表 2-(1)-9 法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間  
(平成19年3月末現在)

参加者数	平均日数
25人未満	458日(1協議会)
25～49人	457日(3協議会)
50～74人	621日(3協議会)
75～99人	—日(0協議会)
100人以上	808日(1協議会)
計	562日(8協議会)

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 実施計画を作成している8協議会を対象とした。

協議会における参加人数と協議会設置から事業実施までに要した期間を比較すると、参加者が25人以上の協議会は、25人未満の協議会に比べ長期間を要している。

表 2-(1)-10 協議会設置から事業実施までに要した期間

参加者数	協議会数	平均日数
25人未満	6	645
25人～49人	1	875
50人～74人	2	767

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 事業を実施している協議会のうち、協議会設置後、事業に至っている9協議会(3法定協議会、6法定外協議会)を対象とした。

### <政策の有効性>

協議会における参加者の選定方法について、法定協議会と法定外協議会を比較すると、法定協議会は18協議会(94.7%)が公募(一部選定を含む)、法定外協議会では参加者を選考している協議会が23協議会(92.0%)となっており、参加者の選定方法に差がみられる。

参加者の選定方法として公募を採用している協議会における事業の進捗状況をみると、i) 多様な主体が参加していること、ii) 参加者が多数となっていることなどから、協議会設置から全体構想の作成、実施計画の作成までに長期間を要している状況がみられる。

したがって、協議会の運営に当たって、参加者の選定方法が課題となっている。

## (2) 協議会における合意形成方法

各協議会における合意形成の方法をみると、規程等により合意形成の方法を定めている法定協議会は4協議会、法定外協議会は3協議会となっており、規定等を定めている法定協議会ではすべての協議会が多数決を採用している。なお、規定等において多数決の方法を採用している法定協議会の中には、実行上は原則として話し合いによる全員一致を採用しているものがみられる。

一方、規定等を定めていない協議会における合意形成の方法をみると、i) 全員一致を採用している法定協議会は10協議会、法定外協議会は7協議会、ii) 話し合いによる方法を採用している法定協議会は4協議会、法定外協議会は5協議会となっている。

合意形成の方法と法定協議会設置から全体構想作成までに要した期間をみると、話し合いの方法を採用している協議会は619日、全員一致の方法を採用している協議会は349日、多数決の方法を採用している協議会は307日となっている。

法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間をみると、全員一致の方法を採用している協議会は594日を要しているのに対し、多数決の方法を採用している協議会は470日となっている。

協議会設置から事業実施に至っている協議会(3法定協議会、6法定外協議会)における協議会設置から事業実施までに要した期間をみると、全員一致を採用している協議会は867日、話し合いを採用している協議会は768日、多数決を採用している協議会は675日となっている。

なお、協議会における合意形成の方法に関する定めがなく、全員が合意することを目指していた協議会が解散した例もみられる。

以上のことから、協議会の運営に当たって、合意形成の方法が課題となっている。

### <仕組み>

協議会の運営に際しては自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ることとされている(基本方針2(2)ア)

### <調査結果>

法定協議会において、全体構想の作成、実施計画の作成及び事業の実施に至っている協議会は、次表のとおりである。

表 2-(2)-1 法定協議会における事業の進捗状況 (平成19年4月現在)

協議会数	全体構想を作成している協議会	実施計画を作成している協議会	事業を実施している協議会
18	15 (83.3)	8 (44.4)	6 (33.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )書きは%を示す。

3 法定協議会のうち、解散したやんばる河川・海岸自然再生協議会は除く。

4 法定外協議会は、法に基づいて、全体構想及び実施計画を作成するスキームがないため対象としない。

各協議会における合意形成の方法を定めた規定等の設置状況は、次表のとおりである。  
 なお、協議会において規定等を定め、合意形成の方法を多数決としているにもかかわらず、実行上は、原則、全員一致としているものが多数みられる。

表 2-(2)-2 自然再生協議会における合意形成方法

協議会の種類	協議会の合意形成の方法								計
	規定あり				規定なし				
	全員一致	多数決	話し合い	その他	全員一致	多数決	話し合い	その他	
法定協議会	0 (0.0)	4 (21.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (52.6)	1 (5.3)	4 (21.1)	0 (0.0)	19 (100.0)
法定外協議会	0 (0.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	7 (28.0)	0 (0.0)	5 (20.0)	10 (40.0)	25 (100.0)
計	0	5	1	1	17	1	9	10	44

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )書きは%を示す

法定協議会における合意形成の方法と、協議会設置から全体構想作成までに要した期間を比較すると、話し合い及び全員一致の方法を採用する協議会は、多数決の方法を採用する協議会に比べ長期間を要している。

なお、全員一致を採用している協議会のうち、協議会設置後、1,008日(2年9ヶ月)、1,121日(3年)経過後、作成に至っていない協議会が各1協議会、計2協議会みられる。

表 2-(2)-3 法定協議会設置から全体構想作成までに要した期間  
 (平成19年3月末現在)

合意形成の方法	平均日数
全員一致	349日(7協議会)
多数決	307日(5協議会)
話し合い	619日(3協議会)
計	389日(15協議会)

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 全体構想を作成している15協議会を対象とした。

法定協議会における合意形成の方法と、協議会設置から実施計画作成までに要した期間を比較すると、全員一致の方法を採用している協議会は、多数決の方法を採用する協議会に比べ124日多く日数を要している。

なお、i) 全員一致の方法を採用している協議会のうち、協議会設置後、1,008日(2年9ヶ月)、1,121日(3年)経過後、作成に至っていない協議会が各1協議会、計2協議会、ii) 多数決の方法を採用している協議会のうち、875日(2年4ヶ月)、1,365日(3年8ヶ月)経過後、作成に至っていない協議会が各1協議会、計2協議会、iii) 話し合いの方法を採用している協議会のうち、972日(2年6ヶ月)、1,157日(3年2ヶ月)経過後、作成に至っていない協議会が各1協議会、計2協議会みられる。

表 2-(2)-4 法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間  
(平成 19 年 3 月末現在)

合意形成の方法	平均日数
全員一致	594 日 (6 協議会)
多数決	470 日 (2 協議会)
話し合い	一日 (0 協議会)
計	562 日 (8 協議会)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 実施計画作成している 8 協議会を対象とした。

協議会における合意形成の方法と協議会設置から事業実施までに要した期間を比較した結果は、次表のとおりである。

表 2-(2)-5 法定協議会設置から事業実施までに要した期間

	協議会数	平均日数
全員一致	2	867
多数決	1	675
話し合い	3	678
その他	3	522

- (注) 1 当省の調査結果による  
2 事業を実施している協議会のうち、協議会設置後、事業に至っている 9 協議会 (3 法定協議会、6 法定外協議会) を対象とした。  
3 「その他」欄は、各委員に事前説明を行う、合意が得られない場合は会長一任などの方法を採用している協議会である。

なお、協議会における合意形成が図れず協議会が解散・頓挫した例もみられる。

#### <事例> 1 協議会において合意形成が図れず解散した例

B 協議会は、河川及び海岸の自然再生を推進するため、国、県及び NPO が発起人となり、平成 16 年 6 月に設立した。

同協議会では、当初から、全体構想における自然再生の対象区域を定めていたが、参加者から対象区域について反対意見が出され協議を重ねてきた。

協議会では、粘り強く協議を重ねたが、結局、参加者全体の 9 割は当初の地区を対象とする全体構想案に賛成していたが、1 割の参加者の反対により議論が進展しなくなり、協議会の停滞に業を煮やした複数の地元委員が脱会したため、協議会の存続は難しいとして解散した。

なお、協議会事務局では、協議会の解散は残念であるとしながらも、法の趣旨から多数決の論理で協議を進めるものではなく、総意として意見を集約するため仕方がないとしている。

#### <事例> 2 協議会における合意形成が図れず協議会が休止となっている例 (再掲)

2-(1)-① <事例> 地権者の脱退により協議会が休止となっている例参照

一方、協議会における合意形成を円滑化するため、独自の手法（ルール）を採用している協議会もみられる。

### <事例> 3 協議会を円滑に運営するため「会議のルール」を設けている事例

石西礁湖自然再生協議会では、第1回協議会開催時に次の「会議のルール」を作成し、協議会の円滑な運営に努めている。

<石西礁湖自然再生協議会の会議のルール>

- 時間はみんなのものです。共有し、有効に利用しましょう。
  - ・ 会議の開始、終了時刻を守りましょう。
  - ・ 各メンバーが発言できるよう、発言時間は長くないよう配慮しましょう。
- お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
  - ・ お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
  - ・ 発言に対してははじめから否定することのないよう配慮しましょう。
  - ・ メンバーはすべて平等な立場にあります。自由な発言を行うことを基本としましょう。
  - ・ 特定の個人や団体等を誹謗中傷するような発言は行わないようにしましょう。
  - ・ 会議に欠席するメンバーのうち、議題に関して意見や提案のある方は、運営事務局に対して「意見・提案シート」により、事前に意見等を提出することができます。提出された意見等は、会議の席上で出席者全員に報告します。
  - ・ わかりやすい言葉や文字で、自分の意見を述べましょう。
- 石西礁湖自然再生の目的に則った議論を行いましょ。
  - ・ 石西礁湖の望ましい将来を考え、サンゴ礁生態系の保全・再生の視点から建設的な議論を行いましょ。
  - ・ 石西礁湖自然再生の目的に則った議論を行いましょ。
  - ・ 提案を行うにあたっては、地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮しましょう。
- 合意形成に向けてお互い努力しましょう。
  - ・ 問題の所在や対立点などを明確にしたうえで、合意形成を目指して議論を進めましょ。
  - ・ 反対意見がある場合には、原則として協議を重ねることにより合意形成を図っていきましょ。
  - ・ 決定すべき事項で、どうしても合意形成が図られない場合は、決定方法について協議し、定めることとします。

### <政策の有効性>

各協議会における合意形成の方法をみると、法定協議会では、協議会の総意に基づく運営を旨としていることから、全員一致を採用する協議会が10協議会（52.6%）と約半数みられる。

全員一致、話し合いの方法を採用する協議会における事業の進捗状況をみると、多数決による方法を採用する協議会に比べ、協議会設置から全体構想・実施計画の作成までに長期間を要している状況がみられることから、法定協議会における合意形成の方法が課題となっている。

### (3) 協議会設置のメリットとデメリット

法定協議会、法定外協議会の各協議会参加者から協議会設置のメリット・デメリットに関する意見を聴取した結果、法定協議会では、メリットとして、i) 多様な主体の意見が聴取できること (33.3%)、ii) 法に基づく協議会として位置付けされ対外的な説明が容易になったこと (16.0%)、iii) メリットなし (13.4%) を挙げる意見がみられた。一方、デメリットとして、i) 多様な主体が多数参加することにより合意形成・調整に長期間を要すること (39.3%)、ii) デメリットなし (31.2%) などの意見がみられた。

法定外協議会では、設置のメリットとして、i) 国への手続きや事業実施に当たっての制約がないこと (18.4%)、ii) 必要最小限の参加者で意見がまとまりやすい (16.3%)、iii) メリットはなし (18.4%) とする意見がみられ、デメリットとして、i) 多様な意見により合意形成が困難となること (11.1%) との意見がみられたものの、デメリットなし (53.4%) との意見が約半数を占めている。

以上のことから、法定協議会と法定外協議会を比較すると法定協議会とする明確なメリットはみられなかった。

なお、国、地方公共団体では、法定協議会設置のメリットがないとするものが60機関のうち10機関 (16.7%) みられるが、その他の参加者 (自然環境専門家、NPO法人、地域住民) は、メリットがないとするものはみられない。また、国、地方公共団体では、多様な主体が多数参加することにより合意形成に長期間を要することをデメリットとしているものが50機関のうち20機関 (40.0%)、その他の参加者において、これをデメリットとしているものは11人のうち4人 (36.4%) となっており、国、地方公共団体とその他の参加者に意見の相違がみられる。

法定協議会及び法定外協議会の設置について、各協議会参加者から、メリット・デメリットに関する意見を聴取した結果は、次表のとおりとなっている。

表 2-(3)-1

## 法定協議会のメリットに関する意見

機関等 意見の内容	国の行政機関	都道府県	市町村	自然環境専門家	NPO 法人	地域住民	計
多様な主体の意見聴取が可能	3 (16.6)	5 (23.7)	5 (23.7)	3 (100.0)	7 (70.0)	2 (100.0)	25 (33.3)
法律に基づく協議会として位置づけ	2 (11.1)	6 (28.5)	1 (4.8)	0	3 (30.0)	0	12 (16.0)
関係機関の縦割りが解消・関係機関が連携	3 (16.6)	1 (4.8)	3 (14.3)	0	0	0	7 (9.3)
事業に当たって参加者の共通の認識が可能	2 (11.1)	0	2 (9.5)	0	0	0	4 (5.3)
情報・データの入手が可能	0	0	2 (9.5)	0	0	0	2 (2.7)
事前に利害関係者の調整が可能	0	1 (4.8)	1 (4.8)	0	0	0	2 (2.7)
国の補助を受けやすい	1 (5.6)	1 (4.8)	1 (4.8)	0	0	0	3 (4.0)
役割分担が明確となる	1 (5.6)	0	0	0	0	0	1 (1.3)
全体構想、実施計画において事業の内容が明確になっている	1 (5.6)	1 (4.8)	0	0	0	0	2 (2.7)
マスコミなどに対してアピールしやすい	1 (5.6)	1 (4.8)	1 (4.8)	0	0	0	3 (4.0)
不明	2 (11.1)	1 (4.8)	1 (4.8)	0	0	0	4 (5.3)
メリットなし	2 (11.1)	4 (19.0)	4 (19.0)	0	0	0	10 (13.4)
計	18 (100.0)	21 (100.0)	21 (100.0)	3 (100.0)	10 (100.0)	2 (100.0)	75 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 書きは%を示す。

表 2-(3)-2

## 法定協議会のデメリットに関する意見

機関等 意見の内容	国の行政機関	都道府県	市町村	自然環境専門家	NPO法人	地域住民	計
多様な主体が多数参加することにより合意形成・調整に長期間を要すること	7 (58.4)	5 (33.3)	8 (34.8)	1 (33.3)	3 (42.8)	0	24 (39.3)
法律に基づく事務手続きが煩雑となる	0	2 (13.3)	1 (4.3)	1 (33.3)	0	0	4 (6.6)
自然環境専門家、自然保護団体等が参加することにより地元の意見が反映されない	0	0	4 (17.4)	0	1 (14.3)	1 (100.0)	6 (9.9)
公募した委員に主体性がみられない	0	0	0	0	1 (14.3)	0	1 (1.6)
一般住民等公募委員が参加することにより自然再生の方向性が曖昧となる	0	1 (6.7)	0	0	0	0	1 (1.6)
財政上の措置なし	0	1 (6.7)	1 (4.3)	0	0	0	2 (3.3)
役割分担が不明確となる	1 (8.3)	0	2 (8.7)	0	0	0	3 (4.9)
不明	1 (8.3)	0	0	0	0	0	1 (1.6)
デメリットなし	3 (25.0)	6 (40.0)	7 (30.5)	1 (33.3)	2 (28.6)	0	19 (31.2)
計	12 (100.0)	15 (100.0)	23 (100.0)	3 (100.0)	7 (100.0)	1 (100.0)	61 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 書きは%を示す。

表 2-(3)-3

## 法定外協議会のメリットに関する意見

機関等 意見の内容	国の行政機関	都道府県	市町村	自然環境専門家	NPO法人	地域住民	計
必要最小限の参加者で意見がまとまりやすい	2 (15.4)	1 (6.7)	3 (16.6)	1 (100.0)	1 (50.0)	0	8 (16.3)
多様な主体の参加により多様な意見を聴取できる	2 (15.4)	0	1 (5.6)	0	0	0	3 (6.1)
国への手続きや事業実施に当たっての制約がない	2 (15.4)	5 (33.3)	2 (11.1)	0	0	0	9 (18.4)
事業に当たって参加者の共通の認識が可能	2 (15.4)	1 (6.7)	2 (11.1)	0	0	0	5 (10.2)
参加者の入れ替えなど弾力的な対応が可能	0	0	1 (5.6)	0	0	0	1 (2.0)
参加者間の利害調整等が可能	0	0	1 (5.6)	0	0	0	1 (2.0)
科学的な知見が活用できる	0	1 (6.7)	1 (5.6)	0	0	0	2 (4.1)
不明	3 (23.0)	3 (20.0)	5 (27.7)	0	0	0	11 (22.5)
メリットなし	2 (15.4)	4 (26.6)	2 (11.1)	0	1 (50.0)	0	9 (18.4)
計	13 (100.0)	15 (100.0)	18 (100.0)	1 (100.0)	2 (100.0)	0	49 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( ) 書きは%を示す。

表 2-(3)-4

## 法定外協議会のデメリットに関する意見

機関等 意見の内容	国の行政機関	都道府県	市町村	自然環境専門家	NPO法人	地域住民	計
多様な意見により合意形成が困難	2 (13.3)	2 (13.3)	1 (7.1)	0	0	0	5 (11.1)
目標や課題が明確となっていない	1 (6.7)	0	0	0	0	0	1 (2.2)
意思決定機関としての認識が薄い	0	0	0	0	1 (100.0)	0	1 (2.2)
国、地方公共団体からの財政的な支援が限定的となる	0	1 (6.7)	0	0	0	0	1 (2.2)
不明	3 (20.0)	4 (26.7)	6 (42.9)	0	0	0	13 (28.9)
デメリットなし	9 (60.0)	8 (53.3)	7 (50.0)	0	0	0	24 (53.4)
計	15 (100.0)	15 (100.0)	14 (100.0)	0	1 (100.0)	0	45 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( ) 書きは%を示す。

調査対象とした 25 法定外協議会に対して、今後、法定協議会に移行する予定の有無を調査した結果、移行する予定がない協議会が 24 協議会、未定が 1 協議会となっている。

なお、24 協議会において、移行を予定していない理由は、i) 現状で問題ないが 25 協議会において 9 件 (36.0%)、ii) 法定協議会に移行するメリットがないが 25 協議会において 6 件 (24.0%) となっている。

表 2-(3)-5 法定外協議会が法定協議会に移行しようとししない理由

現状の運営で問題ない	9
法定協議会に移行するメリットがない	6
対象区域が直轄地のみのため、土地所有者等の調整の機会は不要	2
対象区域が直轄地で直轄事業を行うため、他の者の役割分担は不要	2
自然再生が主たる目的でない	6
意見を聞くことが主目的であり、事業実施は目的ではない	3
既に協議会が解散	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 法定外協議会の回答（複数回答）から作成した。

#### (4) 科学的知見の活用状況

##### ① 目標の設定

全体構想において目標を設定している 15 法定協議会のうち、i) 目標が特定されている、ii) 事業の効果が測定可能な目標となっているなど具体的な目標を設定しているものは 7 協議会 (46.7%) となっており、8 協議会 (53.3%) では、目標が特定されておらず、目標の達成度合いを測定することができないものとなっている。

一方、法定外協議会において目標を設定している 18 協議会のうち、具体的な目標を設定している協議会は 4 協議会 (22.2%) となっており、法定外協議会に比べ法定協議会が具体的な目標を設定している状況がみられた。

具体的な目標を設定した協議会と設定していない協議会における協議会設置から事業の実施までに要した期間を比較した結果、具体的な目標を設定することにより事業が進捗する状況はみられなかった。

なお、自然再生の目標として、シンボリックな目標や農林水産業の振興など地域活性化につながる目標を設定することにより、協議会参加者の共通認識のもと事業がより進捗している例がみられる。

##### <仕組み>

自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定することとされている (基本方針 3(2)ウ)

##### <調査結果>

各協議会における目標の設定状況は、次表のとおりとなっている。法定協議会のうち、全体構想を作成している 15 協議会では、具体的な目標を設定している協議会が 7 協議会 (46.7%)、法定外協議会では、全体構想等を作成している 18 協議会のうち 4 協議会 (22.2%) となっており、目標を設定していない協議会も 2 協議会 (8.0%) みられた。

具体的な目標を設定していない理由として、i) 具体的な目標を設定するための科学的な知見が確立されていないとする協議会が 2 協議会、ii) 過去の環境に関するデータが不足しているため具体的な数値目標を設定することは困難であるとする協議会が 1 協議会みられた。

表 2-(4)-1 自然再生協議会における目標の設定状況

	目標の設定状況				計
	地域における客観的かつ科学的なデータに基づく具体的な目標を設定		目標を設定していない	全体構想等の作成なし	
	具体的な目標を設定	具体的な目標を設定していない			
法定協議会	7(36.8)	8(42.1)	0(0.0)	4(21.1)	19(100.0)
法定外協議会	4(16.0)	14(56.0)	2(8.0)	5(20.0)	25(100.0)
計	11(25.0)	22(50.0)	2(4.5)	9(20.5)	44(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 法定外協議会は、法に基づく全体構想又は実施計画に相当する構想、計画に記載されているものを計上した。

3 具体的な目標とは、i) 目標が特定されている、ii) 事業の効果が測定可能な目標をいう。

目標の設定内容別に、協議会設置から事業実施までに要した期間をみると、具体的な目標を設定している協議会は、事業実施まで長期間を要している状況がみられた。

表 2-(4)-2 法定協議会設置から事業実施までに要した期間

	協議会数	平均日数
具体的な目標	3	852
目標あり	4	684
目標なし	1	599
全体構想なし	1	390

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 書きは%を示す。

3 事業を実施している協議会のうち、協議会設置後、事業に至っている9協議会(3法定協議会、6法定外協議会)について、参加者の選定方法と事業の実施までに要した期間を比較した。

なお、自然再生の目標として、コウノトリ野生復帰の実現などシンボリックな目標や農林水産業の振興など地域活性化につながる目標を設定している協議会も多くみられ、具体的で分かり易い目標を設定することにより、協議会参加者の共通認識のもと事業がより円滑化する例がみられる。

表 2-(4)-3 具体的な目標を設定している例

協議会名	設定された具体的な目標
上サロベツ自然再生協議会	昭和 49 年の国立公園指定時の植生
釧路湿原自然再生協議会	ラムサール条約登録前の湿原環境
野川第一・第二調整池地区自然再生協議会	昭和 30 年代前半に存在した「水のある農の風景」を規範とする
八幡湿原自然再生協議会	昭和 30 年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す
竹ヶ島海中公園自然再生協議会	エダミドリイシが健全な状態で生き続けていける環境
檜原湿原地区自然再生協議会	湿原環境に影響を与えたとされる七山村道開設以前の状態(昭和 40 年代)
阿蘇草原自然再生協議会	昭和 30 年代以前の草原再生をイメージ
大台ヶ原自然再生推進計画委員会	昭和 30 年代前半の状況を目安として森林生態系の再生
コウノトリ野生復帰推進連絡協議会	コウノトリ野生復帰の実現
安室川自然再生計画検討会	チスジノリがよみがえる河川環境
四万十川自然再生協議会	平成 24 年までに中筋川流域でツル類 1,000 羽の分散越冬が期待できる越冬環境の再生・創出

(注) 当省の調査結果による。

### ＜事例＞ 象徴的な目標を設定することにより事業が進捗している例

コウノトリ野生復帰推進連絡協議会は、平成15年7月に設置され、国、地方公共団体、NPO法人、自治会、農林漁業関係者、自然環境専門家など多様な主体が参加し、「コウノトリ野生復帰の実現～コウノトリと共生する地域づくり～」(コウノトリ野生復帰推進計画)を自然再生の目標として、i) 環境創造型農業の推進、ii) 河川の自然再生、iii) 里山林の整備、iv) コウノトリの野生訓化、v) 普及啓発などの各種事業を実施している。

同協議会及び地域では、コウノトリの野生復帰の実現に向けて、水田の生態系の頂点に立つコウノトリが住める環境づくりにつながる農業の推進が必要であるとの共通認識が持たれ、化学肥料を使用しないなど、地域における環境に配慮した農業が実践されたことから、有機農産物のブランド化(「ひょうご安心ブランド」、「コウノトリの舞」)を図るなど、地域活性化へつながる自然再生の取組が行われている。

### ＜政策の有効性＞

法定協議会と法定外協議会における目標の設定状況をみると、具体的な目標を設定している協議会は、法定協議会が7協議会(46.7%)にとどまっており、8協議会では、目標が特定されておらず、目標の達成度合いを測定することができないものとなっている。

一方、法定外協議会において具体的な目標を設定している協議会は18協議会のうち4協議会(22.2%)となっており、法定外協議会に比べ法定協議会が具体的な目標を設定している状況がみられる。

なお、具体的なシンボルを掲げた目標や地域活性化を含めた目標の設定は、事業を円滑に推進するために有効なものとなっている。

## ② 自然環境専門家の活用状況

科学的知見に基づく事業を実施するため、自然環境専門家が参加している協議会は、法定協議会では19協議会（100.0%）、法定外協議会では20協議会（80.0%）となっている。

また、協議会において科学的知見を活用するための手段・方法として分科会、小委員会等を設置している協議会は、法定協議会では6協議会（31.6%）、法定外協議会では自然環境専門家が参加している20協議会のうち2協議会（10.0%）となっている。

自然環境専門家を活用するため分科会等の設置と協議会設置から全体構想作成までに要した期間をみると、分科会等を設置している協議会は299日を要しているのに対し、分科会等を設置していない協議会は434日となっている。

法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間をみると、分科会等を設置している協議会は423日を要しているのに対し、分科会等を設置していない協議会は645日となっている。

したがって、科学的知見に基づく全体構想、実施計画を作成するに当たっては、自然環境専門家による分科会等を設置することにより事業が進捗する状況がみられる。

### <仕組み>

協議会の組織化に当たっては、協議会において科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることを踏まえ、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協議会への参加を確保することが重要とされている。（基本方針2(1)イ）

また、全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこととされている（基本方針3(1)）

### <調査結果>

各協議会における自然環境専門家の参加状況及び自然環境専門家を活用するための分科会、小委員会等の設置状況は、次のとおりとなっている。

法定協議会では、すべての協議会に自然環境専門家が参加しており、このうち自然環境専門家の知見を活用する手段として、自然環境専門家による分科会等を設置している協議会は6協議会（31.6%）となっている。

表 2-(4)-4 自然再生協議会における自然環境専門家の位置付け

	専門家が参加している協議会	自然環境専門家の位置づけ		参加なし	計
		分科会、小委員会を設置	分科会、小委員会を設置なし		
法定協議会	19(100.0)	6(31.6)	13(68.4)	0(0.0)	19(100.0)
法定外協議会	20(80.0)	2(8.0)	18(72.0)	5(20.0)	25(100.0)
計	39(88.6)	8(18.2)	31(70.4)	5(11.4)	44(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )書きは%を示す。

法定協議会において、分科会等を設置している協議会と設置していない協議会の全体構想作成までに要した期間をみると、分科会等を設置していない協議会は設置している協議会に

比べ 135 日多く期間を要している状況がみられた。

なお、分科会等を設置していない協議会には、協議会設置後、1,008 日（2 年 9 ヶ月）、1,121 日（3 年）経過後、全体構想の作成に至っていない協議会が各 1 協議会、計 2 協議会みられる。

表 2-(4)-5 法定協議会設置から全体構想作成までに要した期間  
(平成 19 年 3 月末現在)

専門家を中心とする分科会等設置の有無	平均日数
有	299 日 ( 5 協議会)
無	434 日 (10 協議会)
計	389 日 (15 協議会)

(注) 当省の調査結果による。

また、法定協議会において、分科会等を設置している協議会と設置していない協議会の実施計画作成までに要した期間をみると、分科会等を設置していない協議会は設置している協議会に比べ 222 日多く期間を要している状況がみられた。

なお、分科会等を設置していない協議会には、協議会設置後、875 日（2 年 4 ヶ月）、972 日（2 年 6 ヶ月）、1,008 日（2 年 9 ヶ月）、1,121 日（3 年）、1,157 日（3 年 2 ヶ月）、1,365 日（3 年 8 ヶ月）、1,008 日（2 年 9 ヶ月）、1,121 日（3 年）経過後、実施計画の作成に至っていない協議会が各 1 協議会、計 6 協議会みられる。

表 2-(4)-6 法定協議会設置から実施計画作成までに要した期間  
(平成 19 年 3 月末現在)

専門家を中心とする分科会等設置の有無	平均日数
有	423 日 ( 3 協議会)
無	645 日 ( 5 協議会)
計	562 日 ( 8 協議会)

(注) 当省の調査結果による。

## (5) 自然環境学習プログラムの整備状況

実施計画を作成している8法定協議会のうち、具体的な自然環境学習プログラムを作成している協議会はみられない。しかしながら、19法定協議会のうち、12協議会（63.2%）では、自然再生対象区域において自然環境学習を実施している状況がみられた。

一方、法定外協議会においても、自然環境学習プログラムを整備している協議会はみられないが、法定協議会と同様に対象区域において、自然環境学習を実施している協議会が25協議会のうち17協議会（68.0%）みられた。

法定協議会においては、自然環境学習の実施に当たって具体的な自然環境学習プログラムを整備することとされているが、整備している協議会はみられず、法定外協議会と同様に同プログラムの整備の有無に関係なく自然環境学習が実施されている状況がみられる。

### <仕組み>

自然環境学習を実施しようとする者は、i) 実施計画において対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めること、ii) 自然環境学習の円滑な推進のため、ボランティアやNPO等との連携を図りつつ、地域ごとに自然環境学習を担う人材の育成に努めることとされている（基本方針4）

### <調査結果>

実施計画を作成している協議会における自然環境学習プログラムを整備状況は、次表のとおりである。

なお、具体的な自然環境学習プログラムは整備されていないが、自然環境学習の必要性に言及した記載がある協議会が、法定協議会では7協議会、法定外協議会では5協議会みられた。

表 2-(5)-1 実施計画における自然環境学習プログラムの整備状況

協議会の種類	自然環境学習について記載あり		自然環境学習の記載なし	計
	具体的な自然環境学習プログラムを整備	自然環境学習について抽象的な記載		
法定協議会	0	7	1	8
法定外協議会	0	5	10	15
計	0	12	11	23

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( )書きは%を示す。

表 2-(5)-2 自然再生対象区域の自然環境学習への活用状況

	自然環境学習を実施	実施していない	その他	計
法定協議会	12(63.2)	6(31.6)	1(5.2)	19(100.0)
法定外協議会	17(68.0)	8(32.0)	0(0.0)	25(100.0)
計	29(65.9)	14(31.8)	1(2.3)	44(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 法定外協議会は、法に基づき実施計画に相当する計画に基づき計上した。

### 3 国、地方公共団体における各種支援の実施状況

#### (1) 自然再生推進会議の開催状況

自然再生推進会議は、関係行政機関が、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うことを目的として、環境省、農林水産省、国土交通省及び文部科学省を構成員として平成15年10月16日に設置された。

平成15年度以降の開催状況をみると、平成15年度及び17年度には開催されているものの、平成16年度及び18年度は開催されておらず低調となっている。

特に、平成18年度には、6協議会において10実施計画が作成されているが、全く開催されていない。

また、会議内容をみると、地方出先機関相談窓口ネットワークの設置、地方ブロック会議の開催などについて申し合わせが行われるなど一定の成果はみられるものの、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための具体的な連絡調整に関する事項はみられない。

#### <仕組み>

政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとされている（法17条1）

#### <調査結果>

自然再生推進会議は、「自然再生推進会議の設置について」（平成15年10月16日環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省）において、その開催頻度、開催時期等について規定されていないが、平成15年10月に開催された第1回自然再生推進会議において、「自然再生推進会議及び自然再生専門家会議の開催等にかかる年間スケジュール」により、原則、毎年度1回（1月）に開催することとされている。

平成15年度以降の開催状況をみると、平成15年度及び17年度においては開催されているものの、平成16年度及び18年度については開催の必要がなかったとして開催されていない。

しかしながら、平成18年度には、6協議会において10実施計画が作成されており、同会議を開催する必要性があったのではないかと考えられる。

表 3-(1)

## 自然再生推進会議の開催状況

年度	開催年月日	会議の主な内容	備 考
平成 15 年度	15. 10. 16	① 自然再生推進法第 17 条第 1 項の規定に基づく自然再生推進会議の設置について ② 自然再生専門家会議の開催に関する申し合わせ ③ 各地方出先機関に設置した相談窓口ネットワークの設置について	
16	—	—	開催の必要がなかったため未開催
17	17. 7. 4	① 自然再生事業の推進に向けた取組状況について i) 協議会の設置状況と概要 ii) 第 1 回自然再生専門家会議と第 2 回自然再生専門家会議の内容 iii) 自然再生事業の進捗状況の公表について説明 ② 自然再生推進会議及び専門家会議開催の考え方について 助言にあたっての手続きと両会議の開催頻度等について説明 ③ 自然再生事業における連携の取組について i) 地方ブロック会議について説明 ii) 国土交通省河川局より釧路湿原自然再生事業の連携事例について発表	
18	—	—	開催の必要がなかったため未開催

(注) 環境省資料から抜粋

### <政策の有効性>

自然再生推進会議は、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとして設置されているが、その開催は低調であり、各省の必要な連絡調整等の連携が十分図られていない。

## (2) 自然再生専門家会議の開催状況

自然再生専門家会議は、主務大臣が自然再生事業の実施に関する計画に関し必要な助言をする場合又は自然再生推進会議において連絡調整を行う際に、自然環境に関し専門的知識を有する者の意見を聴くため、平成 15 年 10 月 16 日に設置され、現在まで 5 回開催されているが、実施計画に対する主務大臣の助言実績がないことから、会議の内容は、事務局からの全体構想・実施計画の報告のみとなっている。

このため、同会議委員から、発言した意見は、各協議会の全体構想や実施計画に反映されることがなく、同会議が形骸化しているとの意見もみられる。

その原因として、助言に当たっての主務大臣の手続をみると、実施計画・全体構想を受付けた主務大臣は、各実施計画等に対する助言の有無を判断したうえで、助言を実施する場合は、その助言について専門家会議において意見を聴取することとし、助言を実施しない場合は、専門家会議に報告することとなっており、助言の有無の判断に当たって専門家会議から意見を聴取する仕組みとなっていないことによるものである。

したがって、助言の仕組みが、専門家会議を有効に機能させる仕組みとなっていない。

なお、都道府県知事についても、実施計画に対し必要な助言を行うことができることとなっているが、送付された実施計画に対する助言の取扱いを定めている都道府県はみられない。

### <仕組み>

主務大臣及び都道府県知事は、自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関し必要な助言をすることができる。この場合において、主務大臣は、自然再生専門家会議の意見を聴くものとされている（法 9 条 6）

環境省、農林水産省及び国土交通省は、「自然再生推進会議及び自然再生専門家会議の開催等にかかる年間スケジュール」において、同会議を原則、毎年度 2 回（6 月及び 12 月）開催することとしており、6 月に開催する会議では、前年度下半期に送付があった実施計画について、12 月に開催する会議においては、当年度上半期に送付があった実施計画についてそれぞれ意見を聴くこととしている。

### <調査結果>

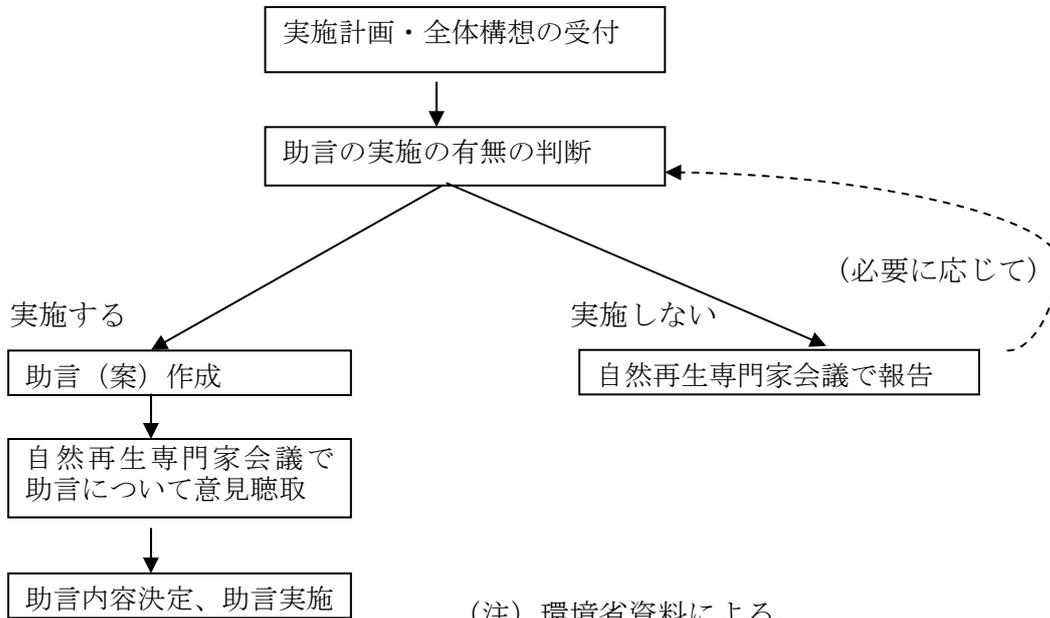
平成 18 年度末までに作成された 8 協議会 12 実施計画に対する主務大臣の助言実績はない。

会議の内容をみると、事務局から事前に当該実施計画に対して助言を行わない旨を委員に伝えただけで、各協議会の実施計画等の報告を行っている。

助言に当たっての主務大臣の手続をみると、各実施計画に対する助言の実施の有無は事前に主務大臣が判断し、助言を実施する場合は、国が作成した助言（案）について、専門家会議において意見を聴くこととされている。一方、助言を実施しない場合は、専門家会議に報告することとなっているなど、助言の手続きが専門家会議の意見を反映する仕組みとなっていない。

表 3-(2)-1

助言に当たっての主務大臣の手続き



(注) 環境省資料による。

表 3-(2)-2

自然再生専門家会議における実施計画に対する主な意見

年度	開催年月日	意見の内容
15	15. 10. 16	—
16	—	—
17	17. 6. 10	○樫原湿原地区自然再生事業実施計画について ① 希少種である植物の除去に当たっては解説板の設置、説明が必要 ② 県全体でどうしてこの湿原が大事なのか説明が必要
	17. 6. 20	○樫原湿原地区自然再生事業実施計画について 湿地の再生に当たって数値的目標を設定すべき ○神於山地区自然再生事業実施計画について ① 生物多様性をどう回復させるかについて目的として記載すべき ② 何を目標にするかを明確にすべき ③ 農業とのつながりについて強調すべき ④ 神於山及び神於山周辺の土地利用状況が分かる資料を添付する必要 ⑤ 財政上の資料を添付すべき
18	18. 9. 19	○釧路湿原自然再生全体構想、事業実施計画について ① コンクリートの沈砂池は自然再生のイメージと相違 ② 達古武沼は、富栄養化が進みアオコが出るなど水質が大問題となっていることから、環境省が実施するカラマツ造林から広葉樹林への変換に併せて、同沼の水質対策を実施すべき ③ 旧川復元に関しては、魚類の生息環境の復元、土砂流出の減少、地下水位の上昇など、さまざまな効果が期待。一方で、旧川の現状の自然環境を失うこととなるため、失うものに対して得られるものがこれだけあるということを定量的に評価していくことが必要 ④ 農地防災事業、国営土地改良事業で沈砂池を設置しているが、事業の中に自然再生という考え方を織り込んでいくべき
	19. 3. 26	意見取りまとめ中

(注) 環境省資料に基づき当省で作成

意識等調査の結果をみると、各都道府県知事は、各協議会から送付があった実施計画に対し必要な助言ができることとなっているが、送付された実施計画に対する助言の取扱い手続等を定めている都道府県はみられなかった。

表 3-(2)-3 都道府県における助言の取扱い

処理要領を定めている	0	(0.0)
処理要領を定めていない	42	(87.5)
その他	3	(6.3)
無回答	1	(2.2)
計	47	(100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ( )内は%を示す。

### <政策の有効性>

助言に当たっての主務大臣の手続をみると、実施計画の写しの送付を受付けた主務大臣は、各実施計画等に対する助言の有無を判断したうえで、i) 助言を実施する場合には、あらかじめ作成した助言(案)について、専門家会議から意見を聴取する、ii) 助言を実施しない場合は、専門家会議に実施計画等を報告することとなっており、主務大臣が、専門家会議の意見を聴取した上で助言の有無を判断するものとなっていないことから、専門家会議が有効に機能する仕組みとなっていない。

### (3) 地方ブロック会議の開催状況

地方ブロック会議は、環境省、農林水産省及び国土交通省の地方出先機関の自然再生窓口担当者のネットワークの強化と地方出先機関が連携して自然再生を推進するため、平成 15 年度に全国 8 地区に設置され、毎年度 1 回開催することとされている。

同会議の開催状況をみると、2 地区（近畿地区、九州地区）を除き毎年度 1 回開催され、その内容は、各地区内で各省等が実施している自然再生事業に関する説明及び情報交換等となっている。

なお、当該 2 地区では、平成 17 年度の開催に当たって、i) 事務局担当となった機関が多忙、ii) 年度末で参加者が見込めなかったなどの理由から会議を開催していない。

地方ブロック会議においては、法定協議会の運営、事業の実施に関する情報交換等に限らず法定外協議会が実施する事業についても同様に情報交換等が行われている。

#### <仕組み>

自然再生推進法の施行に伴い設置された関係省庁出先機関が連携を図る会議（地方ブロック会議）は、平成 15 年度に開催された自然再生推進会議において、環境省、農林水産省及び国土交通省の地方出先機関の自然再生窓口担当者のネットワークの強化と地方出先機関が連携して自然再生を推進する目的で全国 8 地区（北海道、東北、関東、北陸中部、近畿、中国四国、九州、沖縄）に設置され、平成 15 年度以降毎年度 1 回開催することとされている。

#### <調査結果>

各地区におけるブロック会議の開催状況をみると、平成 15 年度以降、近畿地区及び九州地区の 2 地区を除き、毎年度 1 回開催されている。

近畿地区及び九州地区では、平成 17 年度は同会議を開催していない。その理由として近畿地区では、平成 18 年 3 月に開催を予定したが年度末で参加者が見込めなかったためとしており、九州地区では、事務局が業務多忙のためとしている。

各地区における会議の主な内容をみると、関係機関からの説明、情報交換等のみとなっており、連絡調整事項等はみられない。

なお、北海道地区及び沖縄地区では、主務省である環境省、農林水産省及び国土交通省に加えて北海道、沖縄県が参加している。

表 3-(3)

地方ブロック会議の開催状況

地区	設置年月日	構成員	開催回数				備考
			H15	16	17	18	
北海道	平 16. 3. 9	環境省、農林水産省及び国土交通省の出先機関、北海道	1	1	1	1	
東北	平 16. 3. 16	環境省、農林水産省及び国土交通省の出先機関	1	1	1	1	
関東	平 16. 2. 19	〃	1	1	1	1	
北陸中部	平 16. 3. 8	〃	1	1	1	1	
近畿	平 16. 2. 13	〃	1	1	0	1	参加者が見込めなかったため未開催
中国四国	平 16. 2. 9	〃	1	1	1	1	
九州	平 16. 3. 11	〃	1	1	0	1	事務局多忙のため未開催
沖縄	平 16. 1. 15	環境省、農林水産省及び国土交通省の出先機関、沖縄県	1	1	1	1	

(注) 当省の調査結果による。

#### (4) 相談窓口ネットワークの利用状況

相談窓口ネットワークは、地域において自然再生を実施しようとする者からの相談を受け付ける窓口として、環境省、農林水産省及び国土交通省の各出先機関73箇所に設置(平成19年3月現在)されているが、その利用状況をみると、平成15年度から18年度までの相談受付件数は全国で計16件と低調となっている。

なお、今回調査対象とした機関のうち5機関では、相談実績等を把握していない状況もみられた。

また、意識等調査結果をみると、同ネットワークを知っていたNPO法人及び地域住民は36.0%となっており、知っていたと回答したもののうち、利用したことがないものが78.4%みられる。その理由として、i) 窓口の連絡先が分からないとするものが9.9%、ii) 相談結果が期待できそうにないが11.0%みられるなど、同ネットワークは周知されておらず、また、機能していない状況がみられる。

#### <仕組み>

主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るもの(法11条)とされており、これに基づき、国は、第1回自然再生推進会議において、自然再生を実施しようとする者からの相談を受け付ける窓口として、環境省、農林水産省及び国土交通省の出先機関73箇所(平成19年3月現在)に相談窓口ネットワークを設置している。

#### <調査結果>

各省の出先機関に設置された相談窓口ネットワークの利用状況をみると、平成15年度から18年度までの相談受付件数は全国で計16件と低調となっている。受付けた相談内容は、i) 自然再生の制度の概要に関するもの7件、ii) 事業内容に関するもの3件、iii) 自然再生の方法等に関するもの4件となっている。

なお、今回調査対象とした機関のうち5機関では、受付件数、内容等の相談実績等を把握していない状況もみられた。

表 3-(4)-1 相談窓口ネットワークにおける相談受付件数 (単位：件)

		年 度				計
		平成 15	16	17	18	
省 名	環境省	2	0	0	2	4
	農林水産省	0	1	2	4	7
	国土交通省	1	1	0	3	5
	計	3	2	2	9	16

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象機関のうち、相談件数を把握しているものについて計上した。

環境保全活動を行っているNPO法人、自然再生協議会に参加し自然再生活動を行っている地域住民に対して相談窓口ネットワークに関する意識等調査を実施した結果、相談窓口ネットワークの設置を知っているNPO法人は29.2%、地域住民は51.2%となっている。

表 3-(4)-2 自然再生推進法の相談窓口の周知状況 (再掲)

	NPO法人		住民		合計	
窓口を知っている	200	(29.2)	155	(51.2)	355	(36.0)
窓口があることを知らない	484	(70.8)	148	(48.8)	632	(64.0)
計	684	(100.0)	303	(100.0)	987	(100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ( )内は%を示す。

また、相談窓口ネットワークを知っているNPO法人及び地域住民から、同窓口を利用しなかった理由を調査したところ、i) 窓口の連絡先が分からない9.9%、ii) 相談結果が期待できそうもない11.0%となっている。

表 3-(4)-3 相談窓口ネットワークを利用しなかった理由

	NPO法人		住民		計	
窓口の連絡先が分からない	23	(14.8)	5	(3.9)	28	(9.9)
相談結果が期待できそうもない	20	(12.9)	11	(8.6)	31	(11.0)
相談したくない	0	(0.0)	1	(0.8)	1	(0.4)
相談する必要がない	49	(31.6)	61	(47.7)	110	(38.9)
その他	35	(22.6)	32	(25.0)	67	(23.7)
無回答	28	(18.1)	18	(14.0)	46	(16.1)
計	155	(100.0)	128	(100.0)	283	(100.0)

(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 ( )内は%を示す。

### <政策の有効性>

環境省、農林水産省及び国土交通省は、平成15年から各地方出先機関(73箇所)に実施者からの相談を受け付ける相談窓口を設置しているが、i) 平成15年から18年の4年間の利用件数は16件のみとその利用が低調となっていること、ii) 相談窓口の設置を承知しているのは一部であり十分周知されていないことから、法に基づき設置された相談窓口は十分機能していない。

#### (5) 国、地方公共団体における財政上の措置状況

国、地方公共団体からの財政上の措置を受けている協議会は44協議会のうち43協議会(97.7%)となっており、法定協議会では、18協議会(94.7%)、法定外協議会では25協議会(100.0%)が何らかの財政上の措置を受けている。措置の内容をみると、i)各省の直轄事業又は補助事業を財政上の措置と位置付けしているものが29協議会(65.9%)、ii)事前調査等を実施しているものが21協議会(47.7%)、iii)協議会の運営費を負担しているものが40協議会(90.9%)となっている。

法定協議会において財政上の措置として位置付けられている事業をみると、事業を実施している全ての事業が、各省が個別法に基づき実施している事業の箇所付けとなっている。

また、法定外協議会においても、法定協議会と同様に各省が個別法に基づき実施している事業の箇所付けとなっており、法定協議会と法定外協議会に対する財政上の措置の内容に差はみられず、法定協議会とする効果がみられない。

#### <仕組み>

国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとされている。(法15条)

#### <調査結果>

各協議会に対する国、地方公共団体の財政上の措置は、法定協議会では、18協議会(94.7%)、法定外協議会では、25協議会(100.0%)が財政上の措置を受けており、その主な内容は、両協議会ともに、i)事業の実施、ii)事前調査の実施、iii)協議会運営費の負担となっている。

また、各協議会への財政上の措置として、事業を実施しているものについて、その内容をみると、個別法に基づく直轄事業又は補助事業の箇所付けとなっている。

表3-(5)-1 国、地方公共団体からの財政上の措置状況

	財政上の措置あり	財政上の措置なし	計
法定協議会	18(94.7)	1(5.3)	19(100.0)
法定外協議会	25(100.0)	0(0.0)	25(100.0)
計	43(97.7)	1(2.3)	44(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )書きは%を示す。

3 法定協議会の財政上の措置なしとなっている1協議会(上サロベツ自然再生協議会)についても、19年度から措置予定。

表 3-(5)-2

## 国、地方公共団体からの財政上の措置内容

措置内容	法定協議会			法定外協議会			計		
	措置あり	措置なし	計	措置あり	措置なし	計	措置あり	措置なし	計
事業の実施	6 (31.6)	13 (68.4)	19 (100.0)	23 (92.0)	2 (8.0)	25 (100.0)	29 (65.9)	15 (34.1)	44 (100.0)
調査の実施	8 (42.1)	11 (57.9)	19 (100.0)	13 (52.0)	12 (48.0)	25 (100.0)	21 (47.7)	23 (52.3)	44 (100.0)
協議会運営 経費	17 (89.5)	2 (10.5)	19 (100.0)	23 (92.0)	2 (8.0)	25 (100.0)	40 (90.9)	4 (9.1)	44 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )書きは%を示す。

3 「事業の実施」の「措置なし」は、全て事業の実施段階に至っていない協議会である。

法定協議会が作成した実施計画に基づき、財政上の措置として位置付けられた事業と法定外協議会が実施している事業の内容を比較すると、各省が実施している個別の事業が同様に実施されており、措置の内容等において、法定協議会と法定外協議会にその差はみられない。

表 3-(5)-3 実施計画に基づき財政上の措置として位置付けされた事業

協議会名	実施計画名	事業名	根拠法令等
釧路湿原自然再生協議会	茅沼地区旧川復元実施計画	茅沼地区旧川復元事業(直轄河川環境整備事業)	河川法
	土砂流入対策実施計画(久著呂川)	湿原流入部土砂調整地の整備(直轄河川環境整備事業)	河川法
		国営総合農地防災事業 鶴居第1地区	土地改良法
	土砂流入対策(沈砂池)実施計画(南標茶地域)	国営総合農地防災事業 南標茶地区	土地改良法
	土砂流入対策(沈砂池)実施計画(雪裡・幌呂地域)	国営総合農地防災事業 鶴居第2地区	土地改良法
	達古部地域自然再生事業実施計画	釧路湿原達古部地域自然再生事業	自然公園法
霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画【A区間】	霞ヶ浦田村・沖宿地区自然再生事業(直轄総合水系環境整備事業)	河川法
野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画書<第一次実施計画書>	野川自然再生事業	河川法
神於山保全活用推進協議会	神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画	神於山地区生活環境保全林整備事業(治山事業(生活環境保全林整備事業、国庫補助))	森林法
	神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画	神於山地区生活環境保全林整備事業(治山事業(大阪府単独))	森林法
	神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画	自然再生活動推進費	
八幡湿原自然再生協議会	八幡湿原自然再生事業実施計画	八幡湿原自然再生事業	
檜原湿原地区自然再生協議会	檜原湿原地区自然再生実施計画	檜原湿原地区自然再生事業	自然環境保全地域保全対策費

(注) 1 当省の調査結果による。

2 実施計画に基づき事業を実施している協議会について記載した。

表 3-(5)-4

法定外協議会における自然再生事業（例）

協議会名	実施計画名	事業名	根拠法令等
三番瀬再生会議	三番瀬再生計画	三番瀬自然環境合同調査事業	自然環境整備交付金
筑摩地区元気な地域づくり協議会	蓮池再生構想	田園自然環境保全・再生事業	元気な地域づくり交付金
大台ヶ原自然再生計画評価推進委員会	大台ヶ原自然再生推進計画	大台ヶ原自然再生事業	国立公園等整備費
コウノトリ野生復帰推進連絡協議会	コウノトリ野生復帰推進計画	生態系保全型水田整備推進事業	生態系保全型水田整備推進事業実施要領
人口干潟造成検討会	人口干潟造成計画	海域環境創造・自然再生事業等	港湾整備事業
四万十川自然再生協議会	四万十川自然再生事業	四万十川自然再生事業（直轄総合水系環境整備事業）	河川法

（注） 1 当省の調査結果による。

2 法定外協議会において実施している事業のうち、法定協議会と同様の事業を実施しているものについて記載した。

### <政策の有効性>

各協議会における国、地方公共団体からの財政上の措置状況をみると、43 協議会（97.7%）が財政上の措置を受けており、その措置内容は、i) 各省の直轄事業及び補助事業を財政上の措置と位置付け、ii) 事前調査の実施、iii) 協議会運営経費の負担となっている。

財政上の措置について、法定協議会と法定外協議会を比較すると、i) 措置を受けている割合は法定協議会が 94.7%、法定協議会が 100.0%となっていること、ii) 措置内容は、法定協議会、法定外協議会ともに、事業の箇所付け、事前調査の実施、協議会運営経費の負担となっており、協議会に対する国、地方公共団体の財政上の措置について、法定協議会と法定外協議会の差はみられず、法定協議会とする効果がみられない。

## (6) 自然環境学習の推進状況

自然環境学習の振興に関して、国、地方公共団体から自然環境学習に関する支援を受けている協議会は44協議会のうち7協議会（15.9%）のみとなっており、このうち法定協議会は3協議会、法定外協議会は4協議会のみとなっている。

支援の内容をみると、法定協議会に対する支援は、i) 環境教育ガイドの作成・配布、ii) 協議会主催の自然観察会の資料作成、法定外協議会に対する支援は、i) データ提供、ii) 講師の派遣、環境学習教材の配布等となっており、いずれも自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場として活用するための支援はみられない。

一方、各協議会の自然再生対象区域は、協議会参加者が自然環境学習の場として活用しており、毎年、多数の参加者がみられる。

なお、自然環境学習の推進に当たって、実施計画に基づき、学校教育機関等と連携している法定協議会は1協議会のみとなっている

国、地方公共団体における自然環境学習の推進に関する支援は低調であり、各協議会では、各参加者が独自に自然環境学習を実施しているなど、法定協議会と法定外協議会による差はみられない。

### <仕組み>

国、地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興のために必要な措置を講ずるものとされている。（法16条）

また、自然環境学習の推進に当たっては、自然再生事業を実施している地域が、その地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場として十分に活用されるよう配慮する必要があるとあり、博物館、公民館等の社会教育施設、学校教育機関及び研究機関等の地域の関係機関との協力と連携を図ることも重要とされている（基本方針1(2)オ）

### <調査結果>

国、地方公共団体における各協議会への自然環境学習の推進に関する支援の実施状況は、次表のとおりとなっている。

支援の内容をみると、自然再生事業を紹介するパンフレット等の作成などの啓発活動が多くみられ、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場として活用している状況はみられない。

表3-(6)-1 自然再生協議会への自然環境学習の推進に関する支援の実施状況

	支援を受けている協議会	支援を行った機関等			支援を受けていない協議会	計
		国の行政機関	都道府県	市町村		
法定協議会	3(15.8)	3	1	0	16(84.2)	19(100.0)
法定外協議会	4(16.0)	1	4	3	21(84.0)	25(100.0)
計	7(15.9)	4	5	3	37(84.1)	44(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )書きは%を示す。

各協議会では、自然再生対象区域において協議会参加者による自然環境学習が多数実施され、毎年多数の参加者がみられる。

なお、対象区域の活用に当たって、協議会が、博物館、公民館等の社会教育施設、学校教育機関等の地域の関係機関との連携している法定協議会は1協議会のみとなっている。

表 3-(6)-2 自然再生対象区域の自然環境学習への活用状況

	自然環境学習を実施	実施していない	その他	計
法定協議会	12(63.2)	6(31.6)	1(5.2)	19(100.0)
法定外協議会	17(68.0)	8(32.0)	0(0.0)	25(100.0)
計	29(65.9)	14(31.8)	1(2.3)	44(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )書きは%を示す。

表 3-(6)-3 自然環境学習の参加者数の推移 (単位：上段は回、下段は人)

年度	平成 13	14	15	16	17	合計
	法定協議会	3 2,142	13 2,836	27 4,456	14 2,804	40 2,248
法定外協議会	55 1,134	82 1,798	78 9,633	100 11,060	124 11,557	439 35,182
計	58 3,276	95 4,634	105 14,089	114 13,864	164 13,805	536 49,668

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各協議会において把握している実施回数及び参加者数を計上した。

3 平成 17 年度の法定協議会の人数欄は、環境学習の内容が変わった協議会があったため、回数は増えているが人数は減少している。

## 自然再生の推進に関する政策評価

## —制度の仕組みと事業の実施状況—

I	制度の仕組み	1
1	自然再生推進法制定までの経緯	1
2	自然再生とは	1
3	自然再生事業とは	1
4	自然再生推進法の概要	2
	(1) 目的	2
	(2) 基本理念	2
	(3) 国、地方公共団体の責務・支援措置	2
	(4) 法律の見直し	2
5	自然再生基本方針の概要	3
	(1) 自然再生の方向性	3
	(2) 自然再生協議会に関する基本的事項	3
	(3) 全体構想及び事業実施計画の作成に関する基本的事項	3
	(4) 自然環境学習の推進に関する基本的事項	4
	(5) その他の重要事項	4
6	自然再生推進法のスキーム図	5
II	事業の実施状況	6
1	自然再生協議会（設置箇所）の全国位置図	6
2	自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況	7
3	自然再生推進法に関する地方出先機関相談窓口ネットワークについて	8

# I 制度の仕組み

## 1 自然再生推進法制定までの経緯

- 平成13年 7月・・・「21世紀『環の国』づくり会議」報告  
「順応的管理の手法を取り入れて、積極的に自然を再生する公共事業、すなわち「自然再生型公共事業」の推進が必要」と提言
- 平成13年12月・・・「総合規制改革会議」規制改革の推進に関する第1次答申  
「自然の再生、修復の有力な手法の一つに地域住民、NPO等多様な主体の参画による自然再生事業があり、省庁の枠を超えて自然再生の効果的・効率的な推進のための条件整備が必要」
- 平成14年 3月・・・「新・生物多様性国家戦略」  
(地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)  
「自然再生」を、今後、展開すべき施策の大きな3つの方向の一つとして位置付け。その具体策である「自然再生事業」の推進を規定  
\* 概ね5年を目途に見直し
- 平成15年 1月・・・「自然再生推進法」施行  
\* 概ね5年を目途に見直し
- 平成15年 4月・・・「自然再生基本方針」策定  
\* 概ね5年を目途に見直し

## 2 自然再生とは

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理すること

## 3 自然再生事業とは（4つの行為）

開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のもを創出する代償行為としてではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし行う4つの行為

「保全」・・・良好な自然環境が現存している状態を維持する行為

「再生」・・・自然環境が損なわれた地域において自然環境を取り戻す行為

「創出」・・・大都市など自然環境が失われた地域において、大規模な造成などにより自然生態系を取り戻す行為

「維持管理」・・・再生された自然環境をモニタリングし、長期間にわたり維持・管理する行為

## 4 自然再生推進法の概要

### (1) 目的

自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与

### (2) 基本理念

- ① 生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与
- ② 地域の多様な主体が連携し、自主的かつ積極的に実施
- ③ 科学的知見に基づき実施
- ④ 自然再生の状況を監視し、科学的な評価を加え、これを反映させる方法により実施
- ⑤ 自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮

### (3) 国、地方公共団体の責務・支援措置

- ① 実施者の相談に的確に応じる体制の整備
- ② 許認可等で適切な配慮
- ③ 自然再生事業の進捗状況の公表
- ④ 自然再生を推進するために必要な財政上の措置
- ⑤ 自然環境学習の振興
- ⑥ 自然再生に関する広報活動の充実
- ⑦ 自然再生に関する情報提供
- ⑧ 自然再生に関する研究開発の推進、科学技術の振興
- ⑨ 地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進

### (4) 法律の見直し

法律施行五年を経過した場合、法律の施行状況について検討を加え見直し

## 5 自然再生基本方針の概要

### (1) 自然再生の方向性

- ① 自然再生の3つの視点
  - i) 生物の多様性確保を通じた自然との共生
  - ii) 地域の多様な主体の参加・連携
  - iii) 科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的な取り組み
- ② 地域の多様な主体の参加と連携
- ③ 科学的知見に基づく実施
- ④ 順応的な方法により実施
- ⑤ 自然環境学習の推進
- ⑥ その他自然再生の実施に必要な事項
  - i) 調査研究の推進と科学技術の振興
  - ii) 普及啓発活動の積極的な推進
  - iii) 必要な財政上の措置
  - iv) 地域の環境と調和のとれた農林水産業を推進
  - v) 地球温暖化対策への配慮

### (2) 自然再生協議会に関する基本的事項

- ① 協議会の組織化
  - i) 参加しようとする者に対し、幅広く公平な参加の機会を確保
  - ii) 地域の多様な主体が参加
  - iii) 関係行政機関及び関係地方公共団体は、相談体制の整備等必要な協力
- ② 協議会の運営
  - i) 自然再生に関する合意形成
  - ii) 客観的かつ科学的なデータに基づいた協議
  - iii) 協議会の運営に係る透明性の確保
  - iv) モニタリング結果の評価及び評価結果の事業へ反映

### (3) 全体構想及び事業実施計画の作成に関する基本的事項

#### ① 全体構想の内容

自然再生基本方針に即して、i) 自然再生の対象となる区域、ii) 目標、iii) 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担、その他自然再生の推進に必要な事項を記載

#### ② 実施計画の内容

自然再生基本方針に基づき、i) 個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、ii) 当該区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、iii) その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を記載

(4) 自然環境学習の推進に関する基本的事項

- 自然環境学習の推進に関して、①自然環境学習プログラムの整備、②人材の育成、  
③情報の共有に留意

(5) その他重要事項

① 自然再生推進会議・自然再生専門家会議

i) 環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、その他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化

ii) 自然再生推進会議及び自然再生専門家会議は、原則公開とし透明性を確保

② 国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供

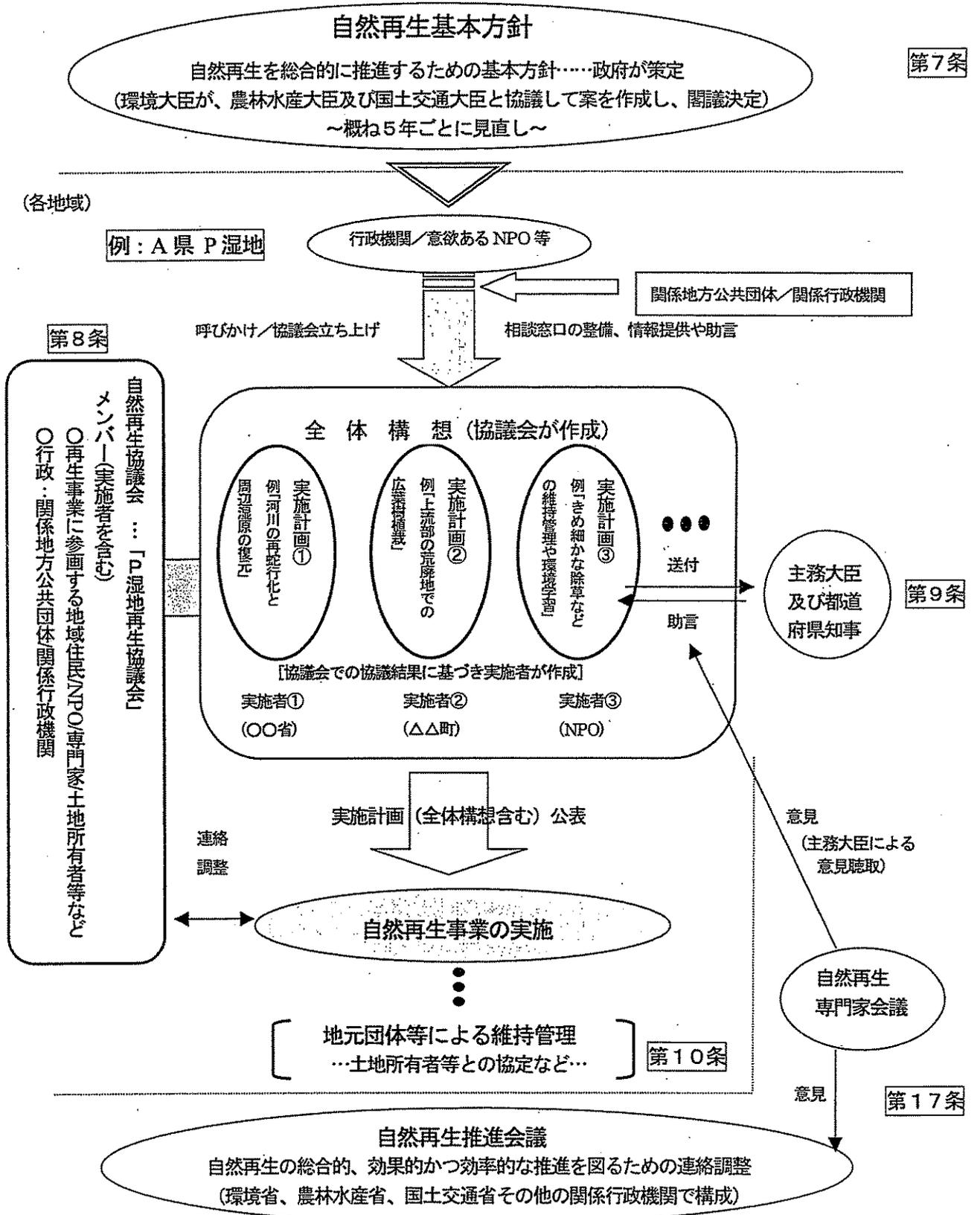
③ 国及び地方公共団体は、自然再生に関する情報の収集及び提供

④ 国及び地方公共団体は、自然環境の現状や保全・再生の重要性について普及啓発

⑤ 国及び地方公共団体は、広域的な観点から自然再生を計画的に実施

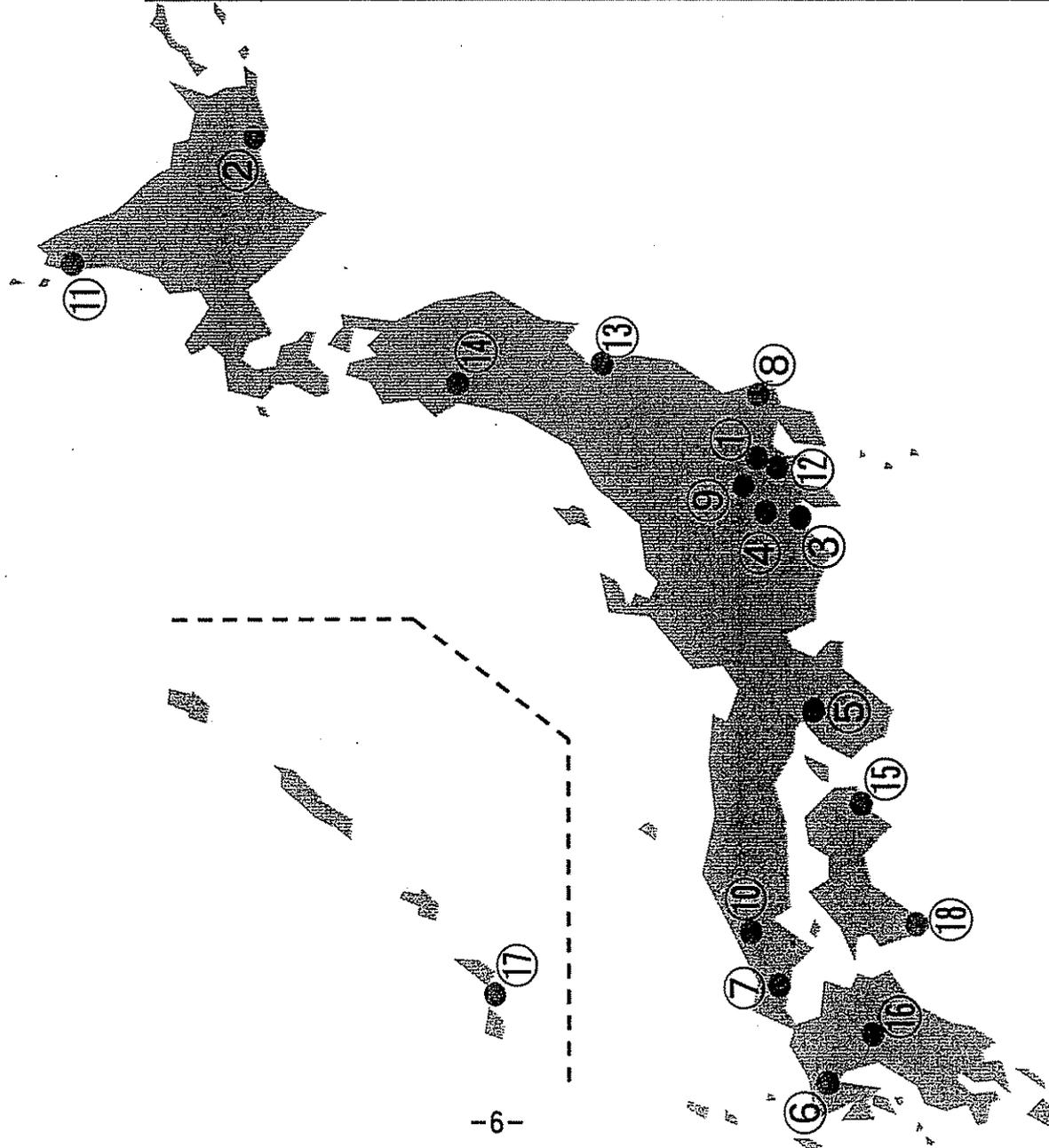
# 自然再生推進法のスキーム図

NPOを始めとする多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな形の事業—自然再生事業—を推進



# 自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図

平成19年3月現在



	協議会名	設立日
①	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
②	釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
③	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
④	多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
⑤	神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
⑥	檜原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
⑦	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
⑧	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
⑨	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
⑩	八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
⑪	上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
⑫	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
⑬	蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
⑭	森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
⑮	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	H17.9.9
⑯	阿蘇草原自然再生協議会	H17.12.2
⑰	石西礁湖自然再生協議会	H18.2.27
⑱	竜串自然再生協議会	H18.9.9

# 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況(全国)

現在全国各地で18の自然再生協議会が設置され、それぞれの地域において全体構想及び実施計画の作成が進められています。

平成19年3月現在

協議会名	位置	概要	構成員数	全体構想作成日	実施計画作成日
1 荒川太郎衛門地区自然再生協議会	埼玉県	乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生を検討。	67	H16.3.31 H18.5.28変更	—
2 釧路湿原自然再生協議会	北海道	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。	123	H17.3.31	(H18.2.28/達古武) (H18.1/南樺太) (H18.1/檜穂・梶呂) (H18.8/茅沼地区) (H18.8/久帯川)
3 巴川流域麻機遊水池自然再生協議会	静岡県	洪水防止対策として造成された麻機遊水池において元の麻機沼における植物の回復等自然環境の保全・再生を検討。	57	H19.3.28	—
4 多摩川源流自然再生協議会	山梨県	山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生を検討。	39	—	—
5 神奈川山保全活用推進協議会	大阪府	竹林の侵入が進む神奈川山においてクヌギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシノイを中心とする常緑樹林帯の再生を検討。	39	H16.10.21	H17.6.1
6 檜原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを検討。	42	H17.1.26	H17.3.31
7 榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	榎野川河口干潟等の自然環境を再生し維持していくことを検討。	57	H17.3.31	—
8 霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生を協議会	茨城県	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生を検討。	66	H17.11.27	H18.11/A区間
9 くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	川越市・所沢市・狭山市・三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承を検討。	78	H17.3.12	—
10 八幡湿原自然再生協議会	広島県	臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生を検討。	36	H18.3.31	H18.10
11 上サロベツ自然再生協議会	北海道	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。	53	H18.2.2	H18.7
12 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生を検討。	58	H18.9.13	H18.10
13 蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	シギ、チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討。	26	H18.9.16	—
14 森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	かつて草地として開墾された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを検討。	21	H18.3.31	H18.10
15 竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	サンゴを中心とした海洋生態系の回復を図ることを検討。	49	H18.3.31	—
16 阿蘇草原再生協議会	熊本県	阿蘇の草原の維持、保全及び再生を図ることを検討。	124	H19.3.7	—
17 石西瀬湖自然再生協議会	沖縄県	優れたサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を少なくすともにも、サンゴ群集修復事業などを通じて、サンゴ礁生態系の再生を検討。	95	—	—
18 竜串自然再生協議会	高知県	竜串湾のサンゴ群集等の沿岸生態系を再生するため、海底に堆積した泥土の除去のほか、森林や河川からの土砂流出や生活排水など流域からの環境負荷への対策を検討。	71	—	—

# 自然再生推進法に関する地方出先機関相談窓口ネットワークについて

環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然再生推進法の円滑な運用のため、地方出先機関の相談窓口ネットワークを形成しています。

- 地域において、自然再生を実施しようとする者(実施者)から相談があった際、的確に応じられるよう、各省庁の地方出先機関に担当官を設置。(全国73箇所)

主な出先機関:環境省地方環境事務所、農林水産省地方農政局、森林管理局、国土交通省地方整備局

**【自然再生推進法第11条】**

主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

- 相談を受けた対象地の自然環境に応じて、関係する行政機関・部局が連携してこれに取り組めるよう、ネットワークを形成。

**地方出先機関相談窓口ネットワーク(全国73箇所)**

